

反障害通信

19. 1. 11

75号

ろう運動における「障害の社会モデル」

ろう運動の中における「障害の社会モデル」の指摘

このところ手話関係の集中学習をしていたら、日本手話研究所編『手話・言語・コミュニケーション No.6 特集:手話の歴史 2』文理閣 2018 (たわしの読書メモ、ブログ 479) の田中美郷さんの文の中で、「東京にはbilingual/bicultural 教育を標榜する聾学校が2008年に設立されました。またこの年には国連で障害者権利条約が発行し、ここで「手話は言語」と定義されました。／この意義は非常に大きく、日本手話研究所などはこれをもって「聴覚障害は医学モデルから社会モデルへ変わった」と主張していますが、この主張には私も諸手を挙げて賛成です。」9-10P、とありました。

その「聾学校」というのは「明晴学園」ですが、その前身に「龍の子学園」というフリースクールの実践があり、それは、1995年に出された「ろう文化宣言」の内容を受けて作られたのです。だから、「明晴」をいうのなら、もっと遡って「ろう文化宣言」をもってとなります。ただ、「ろう文化宣言」は、「わたしたちの問題は、障害者の問題というよりは、言語保障がなされない民族問題」というように押さえたのです。言語の違いによる情報・コミュニケーション障害として押さえたのですが、ここでいう「障害者」とは実は、医学モデルの「障害」であり「障害者」です。このことは、ろう者の中では、「わたしたちは障害者ではない」という言い方をされていた歴史の中で出てきたのです。確かに、民族問題で言語の違いの異なるコミュニケーション障害も社会的障壁です。これまでの障害規定、すなわち障害の医学モデルでは障害規定されていなかったのです。ところが、障壁の問題と押さえると、「障害の社会モデル」的のところとリンクしていくのです。ですが、他の「障害者」はそのまま医学モデルのままでいいのか、という問題が出てくるのです。これは、長瀬修さんが「障害者はキズモノか、医学モデル、文化・言語モデル、社会モデル」という文を、『日本手話学会 会報』No. 53に書き、わたしも「ろう者の問題＝民族問題??」で書いたことでした。<http://www.taica.info/rmmmkl.pdf> (註1)。

もうひとつ、「ろう文化宣言」と「障害の社会モデル」との関係で押さえておくべき事は、イギリス障害学の障害規定を、「障害とは、社会が「障害者」と規定するひとたちに作った障壁である」とわたしはまとめていますが、実は障害の二つの型、排除型と抑圧型の、排除型しか問題にしていません。ここは「障壁と抑圧である」と書くところだったのです。「ろう文化宣言」は、口話主義などで聴者に合わせることを要求されてきた歴史を抑圧のひとつの型である同化の問題としてはっきり突き出しています。それはDPIの関係文書でも、イギリス障害学の「社会モデル」に対して、抑圧の問題を抜け落としているという指摘が出ていました。

さて、「障害者」当事者から、イギリス発の「障害の社会モデル」とは別に、車椅子の「障害者」から、「バリアフリーになったらわたしたちは「障害者」でなくなる」とか、旭川訴訟の原告から「歩ける人にはなかなかわかってもらえないかもしれませんが、私は生まれた時からずっと這ったり、車イスに乗っているの、これが当たり前になっているので自分の体を「障害」だと思ったことはありません。私にとって「障害」なのは、私のような人が使いにくい施設や道路などと、私にできないことがあったとき、そばにいる人から当たり前のこととして手を貸してもらえないことなのです。その「障害」をなくしていくのには、みんなと一緒にいるしかないと思います。」(「北海道・障害児普通学級入級訴訟」原告陳述書1 古川清治『原則統合を求めて「北海道・障害児普通学級入級訴訟」を再考する』千書房・所収)

要するに、「ろう文化宣言」は、自分たちの問題を言語の障壁一言語保障の問題として、突き出しました。それは、「障害の社会モデル」の情報・コミュニケーション保障の問題につながっているのですが、他の「障害者」のことは、医学モデル「障害」の枠にとどめるというダブルスタンダード(二重基準)になっています。勿論、その時代は、「障害の社会モデル」という考えが広まっていたわけではなく、わたしが最初に「社会モデル」を知ったのも、「ろう文化宣言」に関する長瀬さんのその文書を通じてです。今の時点からとらえ返すとそうになっていたというだけの話です。

ろう運動では、障害問題の情報・コミュニケーション保障の問題でやっていくのか、あくまで言語保障の言語通訳の問題としてやっつけていくのかというところで、混乱を来しています。それは、今回、冒頭の日本手話研究所編『手話・言語・コミュニケーション No.6 特集:手話の歴史2』文理閣 2018で、北海道と札幌市の手話言語条例と情報・コミュニケーション保障条例のからみで、他の「障害者」から、手話言語条例を先に作るということへの異論が出て、同時に作る、先に情報・コミュニケーション保障条例に作るという話になったのは、まさに情報・コミュニケーション障害ということに乗り遅れない、ということでの他の「障害者」の「障害の社会モデル」からする要求なのです。当人達にそういう意識性があったかは、別です。第三者的にみるという話です。もっとも、言語保障の要求も幅広い意味での「障害の社会モデル」なのです。こちらはアイヌのひとたちのアイヌ語を日本の言語と認めさせる運動とリンクしています。どちらも「障害の社会モデル」の情報・コミュニケーション障害というところからとらえ返せるのですが、ろう協会の方が、他の「障害者」の要求を、「社会モデル」からする要求としてきちんと押さえきれない中で、どちらを先にするかということでの混乱がおきたのではないのでしょうか？ 言語保障も、情報・コミュニケーション保障のひとつなのです。「社会モデル」では、「障害別」ということは、「障害別」というとらえかたになります。すなわち、従来の、「全身性身体障害」「聴覚障害」「視覚障害」「内部障害」「精神障害」「発達障害」・・・という分類をするのではなく、その存在を無視されることによって生じる障害/交通における障壁による障害/生きるに必要な手段が遮断されることによる障害/コミュニケーション障害/情報障害/「美意識」を巡る障害/関係性の障害/標準化による障害・・・(註2)と書き換えることです。

そこで、統一すれば良かったのですが、そもそも情報保障の問題がなぜか、抜け落ちて「意思疎通」というコミュニケーション保障の問題に狭められているので(たぶん、情報

保障ということでは他の当事者団体と調整がつかなかったか、また今の政権は、「情報隠蔽・改ざんを繰り返して、情報保障を出すと、条例・法案が通らなくなるという判断もあったのかもしれませんが）、余計問題がこじれたのです。

「障害の社会モデル」の混乱

さて、一時期障害の医学モデルという意味で、「障害」概念が広がっていました。たとえば、今日、LGBTと言われているひとたちも、「性同一性障害」と規定が出てきていました。そこで、LGBTを病的にとらえることの批判が出て、「障害」と規定されることを拒否が起きたのですが、逆に「障害の社会モデル」の立場からすると障害なのです。これは「社会モデル」でいうと障害は、「被障害」ということになると思えば問題ははっきりすると思います（註3）。

この障害概念は、もっと広がります。保育や介護に人手がないというところでの問題も、外国人労働者枠をひろげたことによる、これから多量に起きてくる言語の壁も、みな「社会モデル」の意味において、障害なのです。

実は、混乱の元には、そもそも「障害の社会モデル」を巡る混乱があります。

「障がい者制度改革推進会議」が開かれ、その中でも「障害の社会モデル」が議論にあがっていました。ところが、それできちんと「障害の社会モデル」がとらえられていなかったのです。これはそもそも、「障害者権利条約」の批准に伴う、国内法の法整備のための会議という意味をもっていました。障害の規定、モデルというのは、1981年の国際障害者年に合わせた、障害規定ICIDH（「国際障害分類」と訳されています）の中で、impairment（機能障害）-disability（能力障害）-handicap（社会的不利）という分析が出ていました。それで、これが、impairment（機能障害）があるから disability（能力障害）があり、disability（能力障害）があるから handicap（社会的不利）があるという、impairment（機能障害）→disability（能力障害）→handicap（社会的不利）という図式で、因果論的なところになっているという批判が出てきていました。で、イギリス障害学が、impairment（機能障害）に始まる、基底にする論を「障害の医学モデル」と押さえ批判し、impairment（機能障害）をさておくとして、かっこにくくって、それに対して「障害の社会モデル」を突き出しました（註4）。それを定式化すると「障害とは、社会が「障害者」と規定するひとたちに作った障壁である」となります（註5）。それに対して、イギリス障害学へ当事者内部から批判が起きました。最初に「社会モデル」を出したひとたちを第一世代として、それを批判したひとたちを第二世代ということで、更に第一世代サイドに新しい理論も組み込もうとして、議論は進行中です（註6）。そして、その流れと別のアメリカの公民権運動と消費者運動の流れからきたアメリカ障害学があり、その違いのポイントは「障害者」の各国語での表記の違いにはっきり現れています。アメリカ障害学の「障害者」は persons with disability であり、イギリス障害学は disabled people です。disable にはできないという意味があり、その意味からとらえ返すと、アメリカ語は「できないことをもっているひとびと」イギリス語は「できなくさせられているひとびと」になります。そういう議論とその決着が着かない中で、ICIDHの障害規定の見直しの議論が、ICIDH-2の作成議論として進みました。それがICF（国際生活機能分類）としてまとめられ、それを元にして「障害者権利条約」の議論も始まりました。で、そこでの英語は persons

with disability になっていました。それは、イギリス発の「社会モデル」を推進しようとしていた立場からすると、最初からボタンの掛け違いが起きていたのです。普通条約は言葉の定義から始まるのですが、結局、「権利条約」は障害の規定をしていたら話がまとまらないとして、「障害」や「障害者」の定義もしないまま、でき上がっています。その混乱の中で作られた「障害者権利条約」批准のための国内法の整備のためにと、「障がい者制度改革推進会議」が召集され、議論がなされていたのです。「社会モデル」の話をするひとも、ほとんどその混乱の中にいます。そもそもその混乱的情况をきちんとときほぐしていかないとと思っています。「障害者福祉」やこれからの社会のありかたも含め、根底的問題がそこにあるとわたしは考えています。それとは、別に今ある「権利条約」をどう使っていくのかというところでの議論があり、手話のことでは、「手話は言語である」という規定がそこにあるから使えるとして、またキーワードになっている、「合理的配慮」にしても一定使えるという話で使っていこうという話になっています。全日ろう連で、パンフも作られています。この「合理的配慮」は両刃の剣でもあるのですが。

「障害の社会モデル」の現状

結局、改定された「障害者基本法」「障害者雇用促進法」、新たに制定された「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」の障害規定をみると、そこでの「障害」「障害者」ということばを読んでいたら、ざっと見ただけですが、全部医学モデルになっているのです（註7）。「社会モデル」的障害は「障壁」という言葉に置き換えられています。「障害の社会モデル」ならず、「障壁の社会モデル」なのです。そもそも障壁は「社会参加」の障壁なので、「社会モデル」になるのは当たり前です。このあたりのごまかしが、日本の法規の「障害の社会モデル」の内容です（当人たちにごまかしているという意識は無く、論理的に整理できていないだけだと思っています）。それで「障害者福祉」を進めようとするのですから、従来の医学モデルの枠組みから来る、「障害者が障害をもって、そのかわいそうなひとを助けてあげる」という「恩恵としての福祉」の枠組みから脱し得ません。そこに人権論を継ぎ足しても、根本的には変わりません。これは、「障害者が障害を持っている」というとらえかたは、今の社会を支えている「個々人が能力を持っている」というとらえ方からとリンクしている、実体一属性という近代知の世界観から来ていることなのです。このあたりの「能力を個人が持っている」というとらえ方へのわたしの批判は、竹内章郎さんの『いのちの平等論』（ブログ108に読書メモ）と共鳴しています。ちなみに、ICFが突き出した、医学モデルと「社会モデル」の「統合」、ということや、「相互作用」（註8）という概念の批判が必要になっています（註9）。もうひとつ書いておけば、これらのことは、そもそも「障害の社会モデル」的なことを一部導入するとき、「障害」ということばに代えて「障壁」という言葉を使って、二つの言葉を併記していることに、日本の「障害者権利条約」を巡る（改正）法規が、その「統合」になっていないことは明らかだし、総体的・相対的に相も変わらず、医学モデルで福祉政策が進められ、運動側も「障害」別で分断されていることに明らかなです。

そもそも他の国の法規でも、実際「社会モデル」はとりいれられていません。相も変わらず「医学モデル」です。資本主義社会であるかぎり、「障害の社会モデル」をとり入れることはできません。それは「個人が能力を持っている」という資本主義の原理をつきくず

すことであるからです。だから、イギリス発の「障害の社会モデル」はパラダイム転換の内容をもっているという言及も現れていたのです（註10）。

「障害の社会モデル」を巡るこれからの課題

だいぶ、表題から離れてしまいましたが、表題にもどって「障害の社会モデル」を巡るこれからの課題について書いておきます。

全日ろう連が進めている「情報・コミュニケーション保障法」の制定運動は、当然、言語の障壁という障害や、コミュニケーションに介助を必要とするひとや、そして、現行の政権下で進む、情報隠蔽や歪曲・かいざんなどで一緒に被害を被っているすべての民衆を対象にした、情報・コミュニケーション保障法になるのだと思います。

このような意味も含めて、障害というところで、要求することがはっきりしている「障害者」の立場が、浮き上がります。それで、「障害者」が生きやすい社会はみんなが生きやすい社会である。」という標語も生きてくるのです。

具体的なことをもう少し書いておきますが、参政権ということで、国会の審議には、本会議・各種委員会をインターネット中継しています。それに、手話や字幕が付いていないのです。そして、多くの政党の街頭演説や集会にも手話がついていません。これは法律的に言えば、基本的人権のひとつである、参政権の侵害です。その侵害状況を放置している中で、今日のアベ政治の情報隠蔽や歪曲・かいざんが起きているのです。だから、もっと総体的にとらえ返した、「情報・コミュニケーション保障」という概念がいまこそ必要になっているのです。勿論、政権交代や社会変革にすべての力をという方針は出ません。ですから、現実にはできることからというところで、現実的に、中・長期的に、更に根本的解決のためにといてころで方針を設定していくことが必要です。ですが、今、現実的にということばかりにとらわれて、「中・長期的に、更に根本的解決のために」ということが抜け落ちているのです。そのあたりを、きちんと据えていくためにも、「障害の社会モデル」のとらえ返しが今こそ必要になっているのです。共に、議論し研究していくひとが出てきて欲しいと願っています。

註

1 その後で、「ろう文化宣言」の著者2人の連名で、「ろう文化宣言以後」という文も出ていて、それに対して、「ろう文化宣言以後」の以後 <http://www.taica.info/rbsiil.pdf> という文をわたしが対話を求めて書きました。実は「以後」は長瀬さんの文に対する応答という内容をもっていたようなのです。イギリス障害学の「社会モデル」の紹介者のひとりであった長瀬さんは、実は、「以後」が出たころには、イギリス障害学の第二世代の第一世代への批判を受けて、自身も第一世代の「社会モデル」の批判を始めていました。だから、「以後」が出された当時、全面的に評価していたようです。わたしは、むしろ第一世代の基本的支持者で、第二世代への反批判から、障害の関係モデルへの転換を提起しています。詳しいことはわたしの本の本とそれに続く、文を読んで下さい 三村洋明『反障害原論—障害問題のパラダイム転換のために—』世界書院 2010、その後『「反障害原論」への補説的断章』というところで、文を書き連ねています。

<https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3/c>

手話の語彙からとらえ返した「障害の社会モデル」のとらえ返した文があります。読んでみてください。<http://www.taica.info/dis-chang.pdf>

2 これも『反障害原論』に書いたことですが、もう少し整理していく必要を感じていません。

3 わたしは一時期、‘障害者’ということばに代えて、‘被障害者’ということばを使っていたという提起をしていたときがありました。これは「社会モデル」では、そうなるという話で、わたしが関係モデルを突き出したとき、‘障害者’という表記にらせん的に回帰して、代えました。

4 この「かっこにくくる」ということは、現象学派のエポケーという手法に通じるのではないかと思います。当人達にそういう自覚的意識があったかは、定かではありません。第三者的に見てそうになっていた、という話です。

5 わたしは、これは差別の排除型の差別を問題にしているけれど、もうひとつの同化という差別を押さえていないとして、障壁の後に、「障壁と抑圧である。」と書き足しています。実は、「ろう文化宣言」は、抑圧型の差別のひとつの「同化」を、「口話主義が同化であった」として押さえています。

6 「ポスト構造主義」とか「構築主義」とかいう流れの哲学の「脱構築論」から、第二世代の批判もでてきています。

7 一度、総洗い出しをしてみようとしたときがあったのですが、わたしには時間がありません。これは障害学をやっている誰かにやって欲しいと願っています。

8 これはシンボリック相互作用論というのがアメリカ発の社会学にあるのですが、そこから来ているのではないかとわたしは推測しています。このあたり、シンボリック相互作用論の学習が必要になっているのですが、そこまでわたしの学習は広げられません。「相互作用論」は相互の項を実体化しているという廣松渉さんの批判に共鳴しています。(わたしが論形成に多大な影響を受けた廣松さんは、実体化を止揚することとして相作論的世界観を突き出しています。廣松さんの論を説明していくと、本何冊にもなっていくこと、そのあたりは、とりあえず読み飛ばしてください。わたしの最後の仕事として、廣松さんの入門的な文を書いてみたいと思っています。)

9 ちなみに、「障害の社会モデル」の「社会」も、ひととひととの関係を実体化しているとわたしは押さえ、過渡の理論として、かぎかっこ「」をつけて使っています。この実体化（実体主義）批判はイギリス障害学の第二世代の第一世代への批判への内容の一部になっているのではという思いもあります。

10 これについては、わたしは『福祉労働 121』の巻末投稿で、「パラダイム転換ということを押さえれば、地動説と天動説の統合などあり得ないように、医学モデルと「社会モデル」の統合はあり得ない」と書いたことです

(み)

(『反障害原論』への補説的断章 (30) としても)

読書メモ

前回からの続き、手話関係学習第三弾も、これでおしまいです。今回は、対話の内容、届ける作業が必要ですが、届くかどうか、届けるかどうか、迷っています。

たわしの読書メモ・・ブログ 474

・小嶋栄子／石川芳郎『手話通訳者のための言語学と人権（手話を学ぶ人たちの学習室 全通研学校講義集 4）』文理閣 2008

これも、ここまで読めないで積ん読していたブックレットです。

二つの講演録です。

最初に小嶋栄子さんの「基礎から学ぶ言語学」。

小嶋さんは「日本語学・日本語教育学」をやっているひと、「日本語」についての講演の記録に手を入れた文。通訳をするひとには、「日本語」を押さえておくが必要になるのでしょうが、「言語の本質は音」とか「音が意味を運ぶ」とかなると「手話は言語でない」という話になっていくのではと疑問に持ちました。象形文字、ヒエログリフなどの表意図は、むしろ音を離れて独自に存在したのではとか、素人ながら思っていました。手話も表意的世界です。どうして、手話の世界でこういう講演をしたのだらうと思っていたのですが。

もうひとつは、石川芳郎さんの「手話通訳活動から考える人権」というテーマでの講演録。これは大切な論攷です。

石川芳郎さんは当時全通研の副運営委員長、通訳者の人権をかなりストレートに表しています。当事者性の問題で、なかなかここまで、発言できないものですが、ろう者とのそれだけの関係性を築いているひとなのだと思います。もしくは憎まれ役をあえてかっているのかも知れないのですが。その中身は、二点押さえておきます。それはろう者、これは「障害者」総体に言えることですが、きちんと通訳者（介助者）のことを考えないで、自分（たち）のことしか考えられないひとがいるということへの批判です。それを「手話通訳者は使い捨てのぼろ雑巾か」ということばで表しています。もうひとつは、手話通訳者の世界を「徒弟制度」というようなところでとらえ返しています。これに関しては異論があります。必ずしも、手話講習会時代の先生—生徒とか講習会、サークルの先輩—後輩とかいう上下関係ではなく、技術の問題での上下関係も生じてくるからです。わたしはむしろ、このあたりは、技術の問題での差別的関係とか、手話通訳者のプライド問題として起きてくる弊害を押さえる作業が必要だと思います。これについては別稿で。

さて、切り抜きメモです。

「文字ができあがるずっと前から、人は言葉を話していたことを、まず思い出してください。」11-2P「古代中国では、この漢字(山)に(サン)という音を当て、それが今に伝わっているわけです。」12P「言語の本質は、文字ではなく音にあります。」12P「言語の本質は「音に意味が乗っている」ことです。つまり音が意味を運ぶという、これが言語の本質です。」(この引用で、いずれも音には「オン」のルビがふってあります。)13P・・・どうしても分からないのですが、高田英一さんのヒエログリフ研究とか読んでみると、必ずしも音がさきにあるとは言えないのではないかと思います。それに、音が先だとすると、「この

漢字(山)に(サン)という音を当て、・・・」ではなく、(サン)という音にこの漢字(山)をあて」となるはずだと思うのです。それに「本質」とまで言ってしまうと、書記言語の音声言語への干渉という問題がとらえられなくなります。もうひとつ、「音が意味を運ぶ」となると意味を表すジェスチャーや表意文字が音に先行することも考えられます。こんなことを考えているのは言語学的素人の戯言でしょうか？

「言語学では「言語において、音と意味の関係は恣意的である。」14P・・・ソシユール言語論ですが、竹内敏晴さんのからだ論と声の試みから検照することが必要と思いつけています。

「音素というのは箱のようなものなんです。」41P・・・？

「聞き分けていないということですから、全部を同じ意味として受け取る。」42P・・・微妙な発音の違いを、聞き分けずに同じ語としてとらえる。英語の r と l の発音の違いが日本人にはとらえられないことと同じ。逆もある。〈そのもの〉を〈それ以上のもの〉〈それ以外のもの〉としてとらえる。廣松四肢構造論とリンク。〈als—として〉の構造。

「私たち日本語話者は、それらを意味の識別に役立たないものであるとみなして、聞く人にはみな同じ/ogawa/として受け取られ、「小川」という意味を伝えている。」44P・・・「みなして」は、〈als—として〉の構造。

「単語の中には時間と空間が含まれている」59P・・・時間、空間概念をどうとらえるのか、ここは世界なり、意味ということで置き換えた方がいいのでは？

「のべる」70P「とる」73P「とく」74P-和語がさきがあり、漢字をそれに当てる、意味が分かれて、多義語が同音異義語になる、原義が転義する。76P

「せともの」「ありがたい」—原義の消滅 77P

「終止形」と「中止系」、「英語の動詞には日本語のような中止系はなくて、終止形しかありません。」81P・・・法律や条約の条文を読んでいると、翻訳すると動詞の中止系になるようになるのはどうとらえればいいのでしょうか？ 動詞の中止系ではなくて、構文として中止系を作るという意味？

「日本語には動詞の否定形がある」82P

「限定用法」「非限定用法」84P・・・「非限定用法」は通訳のとき省くことができる副詞-動詞、形容詞を飾る、組み合わせる使う 擬態語、擬音語 86P

「サークル活動は三つの側面、つまり大衆的、自主的・自発的、民主的側面があるといっています。」「手話の世界というのは意外と封建的徒弟的で、先輩には物が言えないとか、何か言ったら後で何されるかわからないということが結構巷で聞こえる。そういう側面もあります。」「それから、人間性と人格の発展・解放、働くものの政治的階級的運動であるといっています。ところが、最近のサークル論というのは、QCサークルと間違われています。」108P・・・そもそもサークルの存在自体をとらえ返すとき

「暮らしの拡大こそ、新しい手話誕生の基本」—「手話というものは、聞こえない人の暮らしの中で作られてくる言葉ですから、当然新しい手話というのは暮らしと関係のないところではできないわけです。このごろの新しい手話を見ると、暮らしと関係のないところで無理やり作っているのではないかかと思うことが、無きにしも非ずという感じを持つこともあります。」112P

「私は市町村レベルで、裁判までのコミュニケーション支援がきちんとできるかといったら、難しいと思うのです。」 117P

「DVにあっている聴覚障害の方が、女性支援センターの保護、サポートが受けられないという問題が起きています。」 119P

「私は、聞こえない人の専門分化が手話通訳者の専門分化を生んでいくと思っています。」 123P

「以前、全日本ろうあ連盟が手話サークルに対する「指導方針」を出しました。私は「指導方針」という名称は明らかに間違いだし、手話サークルに対する干渉だと思っています。・・・「指導方針」というのは、上下関係がそこに存在していることを前提にした発想なのです。「指導方針」という名称について即座に反応できなかった私たちの人権感覚とは何なのかと思いました。」 135P・・・そもそも当事者性を放り投げて、サークルを聴者に任せるとしたことの**問題**。

手話サークルの活動における民主主義と、家庭内の分業負担という課題 138P

「手話通訳は使い捨てのぼろ雑巾か」 141P

「手話通訳の世界に民主主義を」—「現在の養成方法は徒弟制度というか、師匠と弟子の関係です。」 144P・・・むしろ**技術を巡る差別の問題**や、**技術—専門性をもった者のプライド**なるものによる**対象者に対する抑圧性**の問題では？

「車の両輪」 146P・・・むしろ「籠かき、前がろう者、後ろが聴者」という**ろう者の提言**

「競争というのは集団を破壊していきます。」 150P「資本の論理だけで社会福祉をやっていたら介護難民は必ず生まれてしまいます。」 151P・・・「**福祉**」に関わるひと（さらにすべてのひと）にベーシックインカム**基本所得保障を!**」という**提言**があります。

たわしの読書メモ・・・ブログ 475

・**関西手話カレッジ編『ろう者のトリセツ聴者のトリセツ—ろう者と聴者の言葉のズレ』**
星湖舎 2009

この本は、買ったばかりで持ち歩いているときに友人と会って、「面白そうな本だよ」と紹介していたら、「後で貸して」と言われ、「他に読む本があるからと、先に読んで」と貸して、しばらく手元になかったところで、帰ってきてからも読み損ねていた本です。面白くて、1日で読めました。本の紹介で「面白い」というようなことを書くとたいがい響きをかうのですが、関西的な笑いを取るような本になっていて、楽しみながら読める本です。

副題にあるように、ろう者と聴者の言葉と文化のズレの話です。

ズレにもいろいろあるようで、手話だけで口話をつけないで話すとちゃんと読み取れるけど、口話をつけると聴語とのズレを生じる場合、聴語でも誤解が起きそうなこと、手話の言語の特質から起きていること、そしてこれがメインになると思うのですが、文化の違いのようなこと、さまざまあるのでは、そのあたりの分類と分析をしてみると、「ろう文化」についての、分厚い本になりそうです。この本はこの本でそれらの導入的な、面白本です。

さて、余談ですが、アベ政治のごまかし政治の中で、詭弁の類いの「ご飯論法」という

のが出てくるのですが、そのことの元になったかのような、ズレの話が出て来ます。「ごはんたべてきた」→「ご飯食べてない」→「パンを食べた」というズレ。これは、ちゃんと日本手話的な表現をすると、間違えようはないと思います。

たわしの読書メモ・・ブログ 476

・久松三二「手話言語法とろう教育～「手話」から「手話言語」の時代に～」(ろう教育の明日を考える連絡協議会編『ろう教育の“明日”』 No.74 2016.12 所収)

ブログ 448 で取り上げた、・森壮也/佐々木倫子編『手話を言語と言うのなら』ひつじ書房 2016 への批判を久松さんが書いていて、インターネット上で、それに対する反批判を、『手話を言語と言うのなら』チーム vs 久松三二として、ビデオ付きで(厳密にいうと、ビデオの手話を翻訳した文字付きでだと思うのですが)載せていました。

http://www.hituzi.co.jp/hituzi_rondan/syuwa/syuwahanron_20170501.htm

それで、久松さんの文をちゃんと読んでおこうと探していたのですが、次のブログで読書メモを書く冊子を、それと思い込んで、買って読んだのですが、どうも内容が違うので、改めてインターネット上で探していたら、この文にヒットしました。本をコピーした感じがなかったので、そして所収本にはあたっていないのですが、多分違わないと思いつつ、対話を試みます。既に、『手話を言語と言うのなら』チームが指摘しているところもあると思いますが、考えついたことを文にしてみます。

まず、語彙の整理からしてみます。

日本語と日本手話という対置をしているのですが、日本手話話者は、「日本語」(‘ ’)ことばを表す記号)は<日本><話す>と表しています。実はこれは、書記言語に翻訳すると「日本語」(日本音声言語—書記言語)と表すことだと思います。それと、日本の国語といういみでの日本語はかっこを付けません。そして、「日本語(これは手話の<日本><言葉(言語)>に相当します)には、「日本語」(日本音声言語—書記言語)と日本手話がある」という言い方になります。手話の先進国では、憲法で国語として認めさせるという動きがあります。ここまで射程に入れるなら、「日本語」と「日本手話」という対置をするときには、「日本語」にカッコをつけて「日本語」とすることではないかと思います。言語的制度化運動の核心的なことではないかとわたしは思っています。

それに、Sign と Sign Language は区別されているという話を久松さんも指摘しています(註1)。その話でいくと手話には区別があるとなるのですが、それがどうも変な話になっていきます。これは、トータルコミュニケーション研究会で北欧(デンマークとスウェーデン)の視察旅行を2000年と2001年にしたときの記録を読むと、サインド・デーニッシュ(Signed Danish)とデンマーク手話(Danish Sign Language)の区別、サインド・スウェーディッシュ(Signed Swedish)とスウェーデン手話(Swedish Sign Language)の区別をしている話に通じていくと思います。勿論、明確に二つに分かれるというわけではなく、ふたつの間で多様な使用形態があるという話も出ているのですが(註2)。これはアメリカでも同じで、アメリカ手話と訳されているのは、American Sign Language の訳語なのです。この表現は、各国の Sign Language に当てはめると National(or Native or Natural) Sign

Language(これはNSLという略語を当てられたりしています)となり、日本の場合には、Japanese Sign Language となるのではと思います。で、日本手話というのは、この翻訳語になっています。そもそも‘日本手話’という言い方はだれが言い始めたのかは分かりませんが、木村晴美さん(『手話を言語というのなら』チームのひとり)の「ろう文化宣言」での使用で、広まったことばです。木村さんはアメリカ留学経験があり、そこで天地がひっくりかえる思いをしたという趣旨のことを書いています。その考えを、日本に持ち帰って出てきたのが「ろう文化宣言」なのです(註3)。

Japanese Sign Language を日本手話と翻訳するのが適切かどうかの問題なのですが、そもそも日本で‘手話’ということばがあり、それに相当する英語として Sign Language があったのです。スウェーデンでもデンマークでも(アメリカでも)、NSLとサイン・デーニッシュとかサイン・スウェーディッシュとかはつきりわかっています。単に、そこで、サイン(Signed)ということはどう訳するのでしょうか、それが直訳すると、まさに「サイン化された」とか、という訳になると思います。それでサイン・〇〇語は、それを意味的につかんで手指〇〇語とか訳したというということがあったのです。これは〇〇語対应手話とか言う言い方もされています。久松さんの意見はSignが手話でSign Languageは手話言語が良いということのようですが、そもそもSignはHand-Signだけではないのです。例えば、ウィンクとか、アイ・コンタクトと言われることもサインです。Hand-Signでも、野球で「盗塁のサインを出す」というのも、サインです。これも言語 Language でないので、手話とは言いません。チンパンジーに手話を教えたとかいう話があるのですが、それはサインを教えたのであって、手話を教えたのではないのです。ですから、他のサインと区別するために、Sign Language ということばになったのではないではないでしょうか? そして、もう一つ、サイン・デーニッシュ(Signed Danish)やサイン・スウェーディッシュ(Signed Swedish)との対比においても、デンマーク手話(Danish Sign Language)、スウェーデン手話(Swedish Sign Language)、NSLを独自の言語体系をもった、独自の文法をもった言語として突き出したのです。

それで、「日本手話言語法」の制定運動の中で、この文もその批判する文も出てきたと思うのですが、「手話は言語である」というところで、「手話=言語法」で、言語ということばを強調したいのだと、日本手話=言語法だと、思っていたのです。しかし、いつの間にか、「手話を手話言語に替えよう」という話になってきているようです(註4)。これだと「手話言語は言語である」という回りくどい言い方になるのですが、手話語彙の表現では簡略化のルールがあります。例えば、「池袋」の手話は東京圏-関東圏では、<池><袋>でなく<袋>で表します。「板橋区」も、<橋><区>で表します。そのルールで行くと、「手話言語」は<手話>になるのではないのでしょうか? そもそも先に書いたように、Signには手話という意味以外にも色んな意味があり、それと区別するために Sign Language としたというところでは、手話言語の英訳はSign Language Language となります。語彙としておかしいです。先に、日本音声語を「日本語」と表すことを提起しましたが、前にも書きましたが、これは書記言語の話です。<手話>を表すところを、全部<手話><言語>と表していくのでしょうか? もうひとつ、例を出しておきます。わたしは「吃音者」(「」を付けているのは、規定される者、呼ばれる者、という意味です。これは医学モデル規定

ということで、それを批判してることも表示しています) ですが、「吃音」のことを「吃音障害」と表記するひとがいます。で、「吃音＝言語障害」なので、「吃音障害＝言語障害障害」ということになります。言葉的におかしいですが、強調というところで繰り返すとしたら、わたしは医学モデル批判をしているので、医学モデル的「障害」の強調をしたくはありません。逆に社会モデルの意味での障害（「」をつけません）は、反差別の立場で差別を告発するときには強調しますが。

そこで、韓国の手話言語法の中での‘手話’の話に移ります。そもそも、久松さんが書かれているような議論もあって、手話言語の略語として出てきたということが主かもしれませんが、漢語に手話ということばがあるので転換できたという側面もあり、また、韓国手話は日本の植民地時代に日本から‘手話’ということばと共にもたらされたという歴史があるので、植民地時代の払拭という側面も一部あったのかなという、これも臆断と批判されることかもしれませんが、思いをもっています。もうひとつ、韓国の「手話言語法案」について書き置くことは、その条文、3条の3に「韓国手話使用者」の定義の中で、「韓国手話使用者とは、ろう者以外に聴覚障害または言語障害により、韓国手話を日常語として使用しあるいは補助的に使用するもの者をいう。」と、「補助的使用者」ということで、手話を分類しているととれる項があります。

「手で話をしていくことでの手話」に対して「手の話」ということになると、わたしは後者は前者に比べて、手話の語彙に含まれるとか、手話の文法に含まれる非手指表現MNの問題が、より抜け落ちるので違和を感じてしまいます。「手で話している」ということで、MNにふれていないだけですが、「手の話」となると、「NSLは手だけでなりたっているのではない」という批判が出て来ますから。

わたしは言葉には歴史性があり、特に差別性が無い限り継承していくことだと思っています。「手まね」とかいうことばには、差別性を感じたから「手話」に変えたということなのですが、‘手話’ということばに差別性があるわけではないので、とりたてて意識的に変える必要性も必然性もわたしは感じません（わたしは一応非当事者なので、わたしが感じるー感じないは関係ないのですが）。たとえば、ろう者はそもそも英語では医学モデルのdeafにあたる語ですが、それを大文字に変えて、Deafとして、手話を第一言語にするひとたちという意味で使っています。そういう意味では‘手話者’と表記することもできますが、歴史的な言葉で、残っていくと思います。deafとDeafを区別する必要があるなら、deafを「ろう者」とかっこつきで表記することです。これも日本手話では、表現わけしていると思います。

この文の中で、「障害の社会モデル」の話を書かれています。本題から外れるのですが、これはわたしがライフワークにしていることなので、少し対話を試みます（註5）。久松さんは、「障がい者制度改革推進会議」に全日ろう連から参加されていました。これはそもそも、「障害者権利条約」の批准に伴う、国内法の法整備のための会議という意味をもっていました。障害の規定、モデルというのは、1981年の国際障害者年に合わせた、障害規定ICIDH（「国際障害分類」と訳されています）の中で、impairment（機能障害）-disability（能力障害）-handicap（社会的不利）という分析が出ていました。それで、これが、impairment（機能障害）があるから disability（能力障害）があり、disability（能力障害）があるから

handicap (社会的不利) があるという、impairment (機能障害)→disability (能力障害)→handicap (社会的不利) という図式で、因果論的になっているという批判が出てきました。で、イギリス障害学が、impairment (機能障害) に始まる、基底にする論を「障害の医学モデル」と押さえ批判し、impairment (機能障害) をさておくとして、かっこにくくって、それに対して「障害の社会モデル」を突き出しました (註6)。それを定式化すると「障害とは、社会が「障害者」と規定するひとたちに作った障壁である」となります (註7)。それに対して、イギリス障害学内部から批判が起きました。最初に「社会モデル」を出したひとたちを第一世代として、それを批判したひとたちを第二世代ということで、更に第一世代サイドに新しい理論も組み込もうとして、議論は進行中です (註8)。そして、その流れとは別のアメリカの公民権運動と消費者運動の流れからきたアメリカ障害学があり、その違いのポイントは「障害者」の各国語での表記の違いにはっきり現れています。アメリカ障害学の「障害者」は persons with disability であり、イギリス障害学は disabled people です。disable にはできないという意味があり、その意味からとらえ返すと、アメリカ語は「できないことをもっているひとびと」イギリス語は「できなくさせられているひとびと」になります。そういう論とその決着が着かない中で、ICIDH の障害規定の見直しの議論が、ICIDH-2 の作成議論として進みました。それが ICF (国際生活機能分類) としてまとめられ、それを元にして「障害者権利条約」の議論も始まりました。で、そこでの英語は persons with disability になっていました。それは、「社会モデル」を推進しようとしていた立場からすると、最初からボタンの掛け違いが起きていたのです。普通条約は言葉の定義から始まるのですが、結局、「権利条約」は障害の規定をしていたら話がまとまらないとして、障害や障害者の定義もしないまま、でき上がっています。その混乱の中で作られた「障害者権利条約」批准のための国内法の整備のためにと、「障がい者制度改革推進会議」が召集され、議論がなされていたのです。「社会モデル」の話を書かれています。そもそもその混乱的情况をきちんとときほぐしていないと思っています。「障害者福祉」やこれからの社会のありかたも含め、根底的問題がそこにあるとわたしは考えています。それとは別に、今ある「権利条約」をどう使っていくのかというところでの議論があり、手話のことでは、「手話は言語である」という規定がそこにあるから、使えるとして、またキーワードになっている、「合理的配慮」にしても一定使えるところはあるわけです。全日ろう連で、パンフも作られています。この「合理的配慮」は両刃の剣でもあるのですが。もっといろいろ書きたいのですが、これらのことはわたしが、本に書いています。三村洋明『反障害原論—障害問題のパラダイム転換のために—』世界書院 2010 を読んでください。その後にも『『反障害原論』への補説的断章』として文を書きためています。その中に、手話の語彙からとらえ返した「障害の社会モデル」をとらえ返した文があります。読んでみてください。 <http://www.taica.info/dis-chang.pdf>

もうひとつ、「社会モデル」と手話の世界へのリンクについて書き置きます。「ろう文化宣言」の内容は障害を医学モデルでとらえている「障害」になっているという批判ができますが、ろう者—手話の問題では、その内容は医学モデル批判を突き出しています。この先進性はきちんと押さえておく必要があると思っています。

さて、対話し落としていることをいくつか書き記します。

「手指日本語」と「日本語対应手話」の話です。釈迦に説法的な話になりますが、わたしなりのとらえ返しをしておきます。

‘手指日本語’ということばを広めたのは、「ろう文化宣言」だと思います。そこで、日本手話と手指日本語と対で表し、「手指日本語は手話ではない」とまで言い切りました。で、「ろう文化宣言」が出されたのは、『現代思想 1995年3月サイド特集号』ですが、その1年後に、『現代思想 臨時増刊号 ろう文化』という号を4月に出しました。その中で、木村さんが「中途失聴者・難聴者協会」の長谷川洋さんと熱烈な議論を交わしています。で、長谷川さんとしては「手話ではない」というところに嘖みついたのです。「ろう文化宣言」は、広く「中途失聴者・難聴者」から反発を受けました。最近知ったのですが、「ファシズム」とかいう批判もあったようです。わたしはむしろ、抑圧されている立場での日本手話復権の、デフ・ナショナリズムという押さえ方をしていました。ナショナリズムは両刃の剣的になりますが、被差別者のナショナリズムは過渡的に必要だし、賛同できることだと思います。わたしは「ろう文化宣言」の意義のひとつは、口話主義教育を植民地支配下の民族差別で言語を奪う政策になぞらえて、同化という差別だと突き出したこととして押さええています。

さて、話を戻します。「ろう文化宣言」サイドのひとつたちが、「手指日本語」と突き出し「手話ではない」としたことを、少し和らげて、「手指日本語」と「日本語対应手話」（わたし的には厳密にいうと「日本語」対应手話）なのですが）の両方併記というように進んでいるようです。無用な対立を避けようという心理がはたらいたのではないかと思います。内容的には、「手指日本語や日本語対应手話といわれていることは、日本手話の単語を用いているから、その単語は手話の単語だけど、日本手話がもつ独自の言語体系、独自の文法はない」と繰り返し言っていけば良いことですから。

さて、パンフを巡る話に戻ります。論点は、「全日ろう連は、「手話はひとつ」といっているけれど、それだと「日本の手話は、「日本語」とは区別される独自の言語体系をもっているとか、「日本語」とは独自の文法をもっている、ということと言えなくなる」という話です。新しく改訂された「日本手話言語法案」の第2条は「この法律において、「手話言語」とは、日本のろう者及び盲ろう者等が、自ら生活を営むために使用している、独自の言語体系を有する言語を指し、・・・。」とあります。これを言うためには、「中途失聴者・難聴者」のひとつたちの多くが使っている「手話」（「日本語対应手話」とかシムコムとか言われている「手話」）をどう評価するのかの問題がでてきます。これを「手話ではない」とすると、「手話はひとつ」という論理はなりたちますし、「手話は独自の言語体系をもった言語」という言い方は可能です。どうも、久松さんは、「日本語対应手話」とか「手指日本語」の存在を認めたくないようで、これを「未熟な手話」というとらえ方をされているようです。全日ろう連の地域のろう協会の会長さん達には、「中途失聴者」が多く、声を出しながら、もしくは口話に合わせた手話をするひと（いわゆるシムコム話者）が多いのですが、そのひとつたちの手話を「未熟だ」と指摘するのでしょうか？ それに、情報・コミュニケーション保障法の制定運動をするのに、全難協との共闘が必要になると思うのですが、「手話が未熟だ」と言うような目で見えて、共闘がなりたつのでしょうか？

そもそも、聴者がシムコムをすると、かなりベテランの手話通訳者でも手話単語が落ち

ていくのですが、「中途失聴者」でろう運動を担われているひとたちの中には、文法的には日本手話ではなくても、手話単語を落とさないで表現されているひともいます。かなり、洗練されているのです。そもそも、全日ろう連の元理事長が、本人はシムコムという言葉を使っていませんが、聴者世界でいきっていくのだから、声を出しながらちゃんと手話を付けていくことを目指すべきだし、できているひともいるし、それは可能だという趣旨のことを書いています。以前、NHKの手話ニュースキャスターで、聴者の通訳者が声を出しながら、その声がちゃんと音声日本語になりつつ、日本手話的な手話をしているのを見ました（註9）。中には、二つのことが同時にできるひともいます（註10）。けれど、そういうひとは「超人」とか呼ばれるひとです。「自ら生活を営む」中で、そのような超人的なことをもとめられなければいけないのでしょうか？

わたしは、「対応手話」やシムコムの存在を認めて（それは日本手話とは別の、音声言語の文法に手話を付けているので、音声言語とは独自の言語体系を持つとは言語論的には言えないとしつつも、手話単語を使っているのだから、当人達が「手話」と言いたいのなら、「手話」であるという意味で）、棲み分ける必要があると思っています。

さて、なぜ、「対応手話」という概念を認める必要があるのかという実践的な話を書きます。それは、ろう児への教育をどうするのかということと、もうひとつは聴者への手話教育の問題です。「手話はひとつ」という考えでいくと、ろう教育においても、声を出しながら手話をするというようになり、ろう児たちに疲れる授業になります。通じないという面もあります。教員も声を出せる聴者が多くなります。そもそも、最初にNSLを教えて、後で音声言語を教えるのか、それとも、最初に「日本語」を教え、後で日本手話を教えるのかという問題があります。聴覚口話法からはっきり転換するのか、どうかの問題でもあります。その話をするのに、シムコムや「日本語」対応手話の存在を認めないとちゃんとした議論もできません。

聴者の手話学習の話ですが、北欧の教育制度をみると、無償の生涯教育の中に手話学習も位置づけています。それに対して、日本はいきなり手話通訳の養成講座として聴者向けの講座を開いています。で、テキストも以前に比べて日本手話に近づいていますが、文を書いて、それをどう表現しますかという学習の方法なのです。まず、第二言語を自らの言語として身につけるという方法でなく、これだと第一言語に引き寄せられていきます。

話を戻します。「日本語」対応手話の存在を認めたくないのに、未熟とか「手話言語の習得を辞めた」とか書かれています。止めたのではなく、そもそも対応手話と日本手話の区別がつかないから、日本手話への途に踏み入らなかつたか、高田さんのようにシムコムの方が、聴者社会でいきやすいと、シムコムー対応手話の選択の勧めもして（これは聴者社会の要請への呼応、社会適応論で）、その方が「参加しやすい」ということでの口話主義から、聴覚口話法、人工内耳と続くながれと即応的に手話の世界にもおよんでいることなのです。だから、その流れを押さえるためには、「対応手話」や「手指〇〇語」の流れをきちんとつかむ必要があります。言葉自体をなくしても、流れは消えません。差別をなくすために差別という言葉を使うのを止めようとかいうのはなしにはならないことなのです。

もうひとつ、‘聴者’ということばがおかしいとか書かれています。これは、‘聴覚障

害者』ということばがあって、そこから派生した「健聴者」という言葉が出て来て、これが差別的だということで、「聴者」とよりましな表現になったのですが、そこで、deaf という意味での「ろう者」から、手話を第一言語にするひとという意味で、かっこを外して、「ろう者」ということばを使うようになり、それと対になっていた、「聴者」のかっこも外し、「聴者」ということばは、音声言語を第一言語するひとという意味になっているのだと思います。

さて、棲み分けの話をかきましたが、別に棲み分けの勧めとか、「中途失聴者・難聴者」は「対応手話」の習得や、トータルコミュニケーションで行けば良いと勧めるわけではないのです。これに関しては、わたしの「吃音者」と規定される立場で書き置きたいことがあります。「吃音者」の間で話をしているときに、「吃音者はこうもりのような存在だ」という話がでていました。イソップ童話の哺乳類の仲間にもなれない、鳥類としても認められない、どちらに自分の立場をおくかあいまいになって心理的葛藤に陥っていくというとらえ方をした理論があるのです。「発達障害者」で、同じようなことを書いているひともいて、そのひとはペンネームを高森と書いて、「こうもり」と呼ばせているか、意味を懐胎させているか分かりませんが、そのどっちつかずの立場を表していました。この心理的葛藤を、南アフリカのアパルトヘイト下での「カラード」のひとたちの心理的葛藤をマージナルパーソン論として展開していたことからとらえ返してきました。マージナルパーソンという言葉は、直訳すると「境界人」になりますが、「どっちつかずの」という意味ではありますが、わたしははっきり被差別者側にいると押さえています。これについては、以前文を書いているので参照下さい。

<http://www.taica.info/akbmmk.pdf>

「中途失聴者・難聴者」もまさに、マージナルパーソンなのです。心理的マージナリティに陥ります。その心理的葛藤から抜け出せません。今、補聴器の高度化とか人工内耳が進み、またもや、聴覚口話法の活用とか、ろう学校の生徒が減るとか、手話の危機を語るろう者も出ているのですが、人工内耳手術を受けても、聴者とは同じようには聞こえはしないとか言われていますし、そもそも「聴覚障害者」という規定から逃れ得るわけではなく、マージナルパーソンを生み出していくだけだと思います。そのことの気付きから、NSLに戻ってくるのだとしか思えません。わたしは「吃音」と規定される立場です。「吃音者」は、①「ひとは音声言語で話すものだ」②「音声言語の流暢性というところの言語規範に反する者」として「言語障害者」と規定される、差別される存在です。コミュニケーション障害を被る立場の共通性から、「障害者運動」を担っていく上で必要になるとして、コミュニケーション手段として手話を学び始めました。手話を学ぶ中で、音声言語ではなかなければならないという呪縛のようなことから一定とき離れつつ、単なるコミュニケーション手段というだけでなく、手話という言語のすばらしさを感じ、そして素敵なるろう者、素敵な日本手話との出会いをもちました。「言語障害者」も、音声言語を捨てても、生活できるような手話の普及があればと思っていますし、手話学校-ろう学校への「言語障害者」の入学も認められるようになればと思い、また無償の生涯教育の中で手話を学び得る情況も作って欲しいと願っています。また、大学の言語学科などに手話学科もできるようになり、そこでろう者とともに、手話の言語学を学ぶ、「言語障害者」も出てきたらとも思って

います。また、手話を身につけた「言語障害者」のための手話通訳の派遣制度とかも考えたりしています。また、たぶん時間的にかなわないとも思いますが、自分の出発点の「言語障害者団体」に帰って、そこでも、手話を広める活動を夢みたりしています。

そんな立場からの、今回の議論への横レスをしてしまいました。たぶん、立場が違っていると、無視されるか、当事者性を押さえていないと批判されることを覚悟しつつ。

最初に書いたように、次のブログで久松さんのもうひとつの文をとりあげます。

註

1 これは実は Signed 各音声言語と NSL (本文、後述) が区別されるということ、読み違えたのではと推測しているのですが、外国視察は言語通訳が幾重にも重なるところで、起きたことではないかとも推測したりしています。

2 ・トータルコミュニケーション研究会編『北欧のバイリンガル教育の理論と実践-スウェーデン・デンマークを視察して-』トータルコミュニケーション研究会 2000 81P

3 この話は本で読んだのか、講演で見たのか、探していたのですが見つかりません。木村さんはデフ・ファミリーで家庭内で日本手話を使っていたのですが、大学に入り「対応手話」(当時はそういうとらえ方をしていたのではないと思いますが)を正しい手話と思い使っていたけれど、アメリカに行って、アメリカのろう者が ASL に誇りをもって使っているのを見て、価値観が逆転したという話を書いています。この話は、高田英一さんが、フォーマルな手話とコミュニケーション手話と対比して、フォーマルな手話の勧めを書いている話と、重なっています。木村さんもアメリカに行く前は、フォーマルな手話が正しい手話と思っていたという話です。高田さんも、「手話はひとつ」というとらえ方をしていた、日本手話-「対応手話」というとらえ方をしていないので、混乱の始まりは、このあたりにあるのかとわたしは推測しているのですが。

4 それだけでなく、「日本手話言語法」は、「日本の手話言語=言語法」という話のようです。

5 これは通説化していない、わたしのオリジナルな分析です。

6 この「かっこにくくる」ということは、現象学派のエポケーという手法に通じるのではないかと思います。当人達にそういう自覚的意識があったかは、定かではありません。第三者的に見てそうになっていた、という話です。

7 わたしはこれは、差別の排除型の差別を問題にしているけれど、もうひとつの同化型の差別を押さえていないとして、障壁の後に、「障壁と抑圧である。」と書き足しています。実は、「ろう文化宣言」は、抑圧型の差別のひとつの「同化」を、「口話主義が同化であった」として押さえています。

8 「ポスト構造主義」とか「構築主義」とかいう流れの哲学の「脱構築論」から、第二世代の反批判もできています。

9 ただし、原稿を渡された短い文に限ってだと思えます。ちなみに、洗練された「対応手話」話者の中には、その超人的技を、「手話を間違えている」ととらえたひともいたようです。

10 オーストラリアで「認知症」当事者になって運動を始めたひと(クリスティーン ブラ

イデン) が、自分が官僚だった時代に、同時に二つのことができている、部下に「どうして、あなたたちは、同時に二つのことができないのか」と抑圧的だったことを世界観ががらりと変わって、その抑圧性を反省している文を書いています。

たわしの読書メモ・・ブログ 477

・久松三二「(書評)『手話を言語というのなら』を読んで」(日本手話研究所編『手話・言語・コミュニケーションNo.5』文理閣 2018 所収)

この文は、一回前のブログの久松さんと対話の続きです。併せて読んで下さい。

前前回でだいたい積ん読していた本を読み終え、一連の集中学習を終えようとしていたのですが、ちょうどメルマガで冊子の紹介をしていて、その中で手話言語法を巡る論文の記載があり、その動きを押さえておきたいと冊子を買いました。実は買ったのは最新号『No.6』の方です。で、そのバックナンバーの内容紹介を見ていたら、『No.5』のこの書評が目につきました。

実は、ブログ 448 でとりあげた、『手話を言語というのなら』の文がよくまとまった文で、この冊子に対する全日ろうあ連盟(以下、全日ろう連と略します)からの対話があれば、きちんと整理できるのではないかという思いをもっていました。一つ前のブログにもすでに書いていますが、インターネット上で、『手話を言語というのなら』の執筆者サイドから「vs 久松」という反批判が出ていました。それを、この冊子への批判だと勘違いして買ったのですが、何かかみあいません。で、再度インターネットで検索して、前のブログの文にあたりました。そのことを前のブログにすでに書いています。そういう経過があって、実は、前のブログの文よりも、こちらを先に読んだのですが、メモのまとめは後にしました。

久松さんは、全日ろう連の常任理事・事務局長です。民主党政権時代に作られた「障がい者制度改革推進会議」に全日ろう連から参加していたひとで、論客としてわたしが注目していたひとです。

さて、論点は全日ろう連が「手話はひとつ」ということを突き出しているところでの議論です。実は、この冊子にも「しかし、本書(『手話を言語と言うのなら』のこと)で展開する批判を読むと、日本手話言語法案に記載している「手話」を「日本手話」に置き換えれば、批判の矛先を収めることになるのではないかと思えるような書き方もしています。」138P の文があります。実は、『手話を言語というのなら』チームは、「ろう文化宣言」の流れの中から出て来たチームだとわたしは押さえているのですが、「ろう文化宣言」では、「手指日本語」は手話ではないと主張しているので、「手話は日本手話だけだ」ということになります。ですが、そもそも「中途失聴者・難聴者」の反発の中で、「ろう文化宣言」の流れのひとたちも、「対応手話」という表記、すなわち、「手話」と認めるような表記も使っています。久松さんは、「対応手話」とか「手指日本語」という表記も認めようとしません。「ろう文化宣言」よりも、よほどラジカルです(ラジカルには、根源的という意味と、過激という意味があります)。

「チーム」は「対応手話」を使うひとたちを、言語体系が違うひとたちとおさえている

のですが、久松さんは、「単純に「日本語対应手話」と論じないで、手話を正しく表現するには、この表現が良いよと指摘すればよいのです。」140P と書いています。どうも、「正しくない」とか、(これは前のブログでコメントした文や別のひとの話にも出てくるのですが)「手話の下手なひとたち」とか、「未熟なひとたち」とか、「学習を途中で止めたひとたち」とかいう規定をして、「対应手話」という言葉自体をも認めようとしません。どうも、「手話」を区別することを差別というようなどころでとらえられているようです(註1)。「対应手話」話者と日本手話話者は、手話通訳が十分に保障されない中で、しかも、日本手話通訳者が少ない中で、総合的相対的に下位の社会的地位に置かれています。だから、全日ろう連の元理事長の高田英一さんがシムコムのお勧めなど書いているのです。話がそれましたが、むしろ、手話のうまい-下手などというのは、それは間違いなく手話の技術を巡る差別です。ことは、上手い-下手ではなく、「対应手話」という指摘-区別は、言語体系が違うという指摘なのです。

それについて、久松さん自身が「その影響の度合いを日本語の視点で評価し(このところはおかしく、「自分の使用する言語の視点で評価し」と書くところですが)、その評価に基づいてレッテルを貼ることは、言語権を尊重する、また言語学の求める姿勢ではないと思います」140P 中段 と書いています。だから、「下手」とかいう評価自体がおかしいのです。そもそも言語体系の違いなのです。「対应手話」ということにも洗練があります。手話通訳者が音声言語話者の話を、完璧に近いほど復唱的に口話をつけながら「対应手話」をしていたりしているのを見たりしていますし、「ろう者」が口話をかなりの精度で読み取れるとか、それに、同時法の流れの中のひとたちが、「対应手話の」精度化のために「漢字対应手話」を提唱していたり、その流れの中で辞書まで作ったりしていました。

さて、久松さんが勘違いしているのではないかと思えるところの指摘をしてみます。久松さんは「しかし、多くのろう教育関係者を中心とする「手話」の特性についての説明は、日本語(以下、音声語)を基準に優劣を論じる主観的傾向が多々ありました。今でもこの傾向は、「手話は日本手話、日本語対应手話、混成手話の三通りあります」と、言い方を変えて引き継がれています。この表面的分類に固執する限り、「手話」は音声語とは独立した独自の文法をもつ言語の体系であると、いくら説明しても、手話言語法を批判する人たちは、この説明を受け止め、理解することができないのではないかと思います。」139P 下段 と書いています。「ろう文化宣言」は、音声言語を軸にして考えることから大転換して、「日本手話」を基軸にして、「対应手話」の批判をしているのです。その押さえがないので、意味不明の文が続いています。「今でもその傾向は・・・引き継がれています。」ではなくて、「「ろう文化宣言」によって根底的に変換されました」と書くことです。そして、「「手話」(これはかっこを外すべきです。「対应手話」には「かっこをつけますが、ここは日本手話、日本手話にはかっこはつけません)は、音声言語とは独自の文法をもつ言語の体系である。」というには「ろう文化宣言」と今回の「チーム」のひとたちの主張そのものです。

実は、久松さんは「隠れ「ろう文化宣言」支持者」ではないかとわたしは思っています。ただ、「手指日本語」(やわらかい表現としての「対应手話」)の存在を認めないというところの違いがあるのです。

日本手話か「対应手話」ということは、単にどちらの論が正しいのかを競っているの

はありません。そこには実際に、ろう児たちにどうい教育を提供していくのか、どうい手話を聴者も含めたところで広めていくのという実践的な問題です。音声言語の圧力が強い中で、「社会参加」という名目で、適応論に陥ると、その手話はどうなるのか、それが「対応手話」になっていくという自覚をもって、それとはっきり「日本手話」を対峙させる必要があるのです。だから、「対応手話」に対峙するためには、「対応手話」という存在を認めねばなりません。差別をなくすためには、差別ということばをなくすのではなく、差別ということばを自覚して、反差別の運動を起こす必要があるのです。

「対応手話」の存在を認めないということ、これはどこから来ているのかと考えているのですが、わたしは「手話はひとつ」という突き出しは、全日ろう連という組織を維持していくために、手話の違いによる分断を避けるという自覚的・無自覚的かを問わずその意識がはたらいっているのではないかと思うのです。これは「プロクルステスのベッド」のような話です(註2)。

ここで、前のブログで書き落としていたこと、その文の最後のところで、全日ろう連活動の蓄積と成果ということ述べられていることへのわたしの思いを書き置きます。

確かに、コツコツと積み上げられてきた運動の実績は、すごいと思っていますし、リスペクトしています(註3)。

ただ、議論をするときは、論の論理性で議論をすることで、過去の運動の実績とか、所属する組織の力とかをバックボーンにして議論をするのはおかしいと思っています。だいたい、少数言語者への多数言語者への抑圧を問題にしている団体が、組織の大きさとかそういう実績の類い大きさの話がされるのはおかしいのだとも思います。こういう「組織の権威」とかいう話が、どういうところにいくのかを歴史が示しています。きちんとした対等な立場での対話をして行けたらと思っています。

註

1 昔、天皇制について「天皇を差別している」と書いたひとがいましたが、確かに職業選択の自由とか、住居の自由とか基本的人権を奪われているのですが、そもそも天皇を「現人神」的にとらえる流れがきちんと解消されていないので、それでいうと「基本的人神権」で、天皇家のひとびとが「人権」をきちんと突き出せばいいのです。天皇制は天皇をもちあげています。差別というのは、上から下への差別です。上へ区別するのを差別とはいいません。

2 ギリシャ神話に出てくる、ベッドから足がはみ出すからと、足を切ったという話。「本末転倒」という言葉にも通じる話。

3 ただ、状況に規定されて、今までつみあげてきたことが、無になっていくということを押さえ、政治的なことへのコミットメントの必要性の問題もありますし、そもそも大きな組織の中で、どこまで意見がまとめられているのかの問題もあります。たとえば、この冊子の中で、高田さんが「独自の言語体系を有する」と提言されたという記述があります。その他、高田英一さん数々の貴重な論文があります。しかし、本を読んでいると、どうみてもシムコムへの勧めのようなことを書いています。手話が音声言語から独自の言語体系を有するとしたら、シムコムへの勧めなど出てこないと思います。このあたりきちんと議論の

決着をつけないと、手話言語法の制定はむずかしくなると思うのですが。

たわしの読書メモ・・ブログ 478

・日本手話研究所編『手話・言語・コミュニケーション No.5 特集:手話の歴史』文理閣 2018

前のブログで書いた久松さんの文が所収されている本。この本のタイトルは「手話・言語・コミュニケーション」です。それに合わせて、英語表記もされています。「Sign Language, Language & Communication」です。手話をちゃんと Sign Language と表記しています。それにしても全日ろう連の「日本手話言語法案」で、手話ということばを手話言語に全部変えるときに、誰も、おかしいという異論を出さなかったのでしょうか？

いろいろ手話学習的に興味をひく文も多々あり、全部読みたかったのですが、時間がないので、四つだけ読みました。

田岡克介「石狩市手話言語条例が無くなる日を願って」

田岡さんは石狩市の市長、手話言語条例はいろんなパターンで作られています。石狩市は首長が熱心で、すごく勉強しながら、行政の主導で作られたようです。タイトルは条例を必要としなくなることを求めている、条例制定という意味です。

昔、手話通訳者が、「手話学習や手話を広めるということは、ベテランの手話通訳を育てるということが目標ではなく、手話通訳を(ほとんど)必要としないほど、手話を広めることだ。」という話にリンクしていました。

二神麗子「手話言語条例」比較論

手話言語条例が都道府県、市町村レベルで作られています。それをいくつかのパターンで示しています。

表1に「手話言語条例上程過程の形式」として簡略的に載せられています。48P

文章化してみます。「①執行部提案 A 型—首長の協力リーダーシップ②議員提案 A 型—主導する会派の力が強い③議員提案 B 型—執行部が前向き④議員提案 C 型—執行部が慎重⑤執行部提案 B 型—近隣の自治体の後押し」

さて、表4 57Pとして「教育に関する条文の比較(都道府県モデル案/鳥取県/群馬県)」がありますが、トータルコミュニケーション研究会の北欧視察団の報告と入手資料(ブログ 470-2 で読書メモ)を見ると、「ろう児、教員、保護者」だけでなく、「きょうだい、親戚、周りの者」と広げて行く、そして生涯・無償教育というところまで射程に入れていくことが必要だと思っています。

さて、「・・・合理的配慮の提供に関する内容は、差別解消法でもカバーできると言えます。それでもなお、残された課題は、聴覚障害者自身が手話を身につけることで、これは、障害者差別解消法の範囲外になっています。」「国の法律でカバーできない内容を独自に条例で定める、「横出し条例」として作成していくパターンは、今後も増えるかもしれません。」67P とあります。条例作成の意味はまさにここにあるのかも知れません。堂本千葉県政で、「障害者差別禁止条例」が作られたことが、国の政治に波及していったという歴史なども見ると、条例制定運動の大きな意義を見出し得ます。もうひとこと書き置きますが、「合理的配慮」ということは、日本が批准している「障害者権利条約」に書かれていて、

それを元にした国内法の整備として、「障害者」関連法律にも盛り込まれて、環境を整備することを義務づけています。だから「注（6）聴覚障害児・者が手話を身に付けられるかどうか、環境に起因するものです。しかし、この環境が準備されていなかった場合、これは「差別」、すなわち、「積極的な悪意が」があって、行われた（行われなかった）ものとまだ言えないのかもしれない。」69P というのは、おかしいのです。これは、「合理的配慮」というのは、財政的な過重な負担を伴うときには、義務を免除していますので、両刃の剣になっています。そのことを指摘しているのかもしれませんが。悪意があるなしに関わらず、差別です。差別にかっこを付けて「差別」と表現することで何か意味をもたせようとしているようなのですが、意味不明なのです。そもそも、現政権が憲法改正を最大の目的にして、「平和憲法」を改定するために、危機をあおり軍事費を増額する、財界の支持を得るために、法人税を減税し、所得税の累進課税を弱める、更にアベノミクスなどで、企業の内部留保を増大させる一方で、福祉関係の予算で必要な処置を講じない・更には減額さえするというときに、「合理的配慮」で、予算を伴う処置はことごとく押さえられ、理念法・条例に押しとどめられていきます。そもそも、憲法に基本的人権があり、ひとりのろう者と聴者が同等の情報・コミュニケーション保障がなされるべきということで、それが保障されないならば、それは「基本的人権」とは言えないという批判ができるのですが、そもそも、憲法は基本的人権の条文だけで成立していないで、他のさまざまな条文との関係で、「基本的人権」が機能しないしくみ、ごまかしができあがっているのです。そのあたりの仕組み、この社会を成り立たせている世界観から、問題を考えていくことが必要になっているのだと考えています。脱線してしまいました。このあたりのことは別文にします。

藤澤和子「知的障害者のコミュニケーション手段—シンボルとサイン」

サインとシンボルを「知的障害者」のコミュニケーション方法として、シンボルとサインを使っていこうという試み。実は、わたしは、「自閉症」「知的障害」と規定される子どもへの体罰裁判の支援をしていて、その中で、手話の単語でコミュニケーションをとることを進め得るのではとちらっと思ったことがありました。で、そのような試みをしているという文にも出会っていました。結局ちゃんと読み込んでいなかったのですが、思わぬところで、この文に出会えました。

この話は、高田さんのヒエログリフの研究とつながっていると感じています。漢字が表意文字から表音文字化しているという話が出ているのですが、このようなシンボル、サイン研究は、これと逆向きの研究ではないかとも考えたりしています。

とても、このあたりの学習にまで踏み入れません。

パソコンには、検索機能があるので、何かもし必要になるときのために、いつもは抜き書きメモを残しているのですが、今回は抜き書きメモと、それにもならない、キーワード的に抜き書きを残して置きます。

「具体的には、音声言語が育つ前の前言語期によく使われる音声、指さし、表情、ジェスチャーや、絵、写真、シンボル、サイン、VOCA の機器が挙げられます。これらはすべては、Augmentative and Alternative Communication (AAC 補助代替コミュニケーション) と呼ばれ・・・。」72P (VOCA Voice Output Communication Aids : 音声出力会話補助装置 98P)

「シンボルを障害者のコミュニケーションに使用する実践が始まったのは、1970 年に入ってからです。ブリス(C.K.Bliss)が世界の平和を願って国際言語として考案したブリスンシンボル(Blissymbols)を、カナダのオンタリオ肢体不自由子どもセンターが注目し、障害者用の言語として用いたことから始まりました。」76P

「日本では、1985 年に、広川によってオーストラリアで活用されていたサウンズアンドシンボルズが導入され、その後、1995 年頃から、欧米の PIC シンボルや PCS シンボルの日本版が制作され、現在までに特別支援学校や施設などで普及しています。」77P(PIC : Pictogram Ideogram Communication 79P)(PCS : the Picture Communication Symbols)

「スウェーデンでは、手話が知的障害学校の多くで使用されています。」91P(‘手話’に注「スウェーデンでは、言語体系としての語彙の多さや文法的使用という条件がそろわなくても、手指の動きが手話と同じであれば、手話の使用と言います。そのためスウェーデンでの報告に関する部分は「手話」という言葉を使用します。」99P)・・・「対応手話」ということと同じ。サインとサインランゲージの区別

久松三二「(書評)『手話を言語と言うのなら』を読んで」

これは、前のブログでメモを残しています。

次のブログの読書メモは、この冊子の『No.6』です。

たわしの読書メモ・・ブログ 479

・日本手話研究所編『手話・言語・コミュニケーション No.6 特集:手話の歴史 2』文理閣 2018

インターネットで障害問題関係の本の卸をやっている「スペース 96 mag2」というサイトがあり、そこからメールマガジンを送ってもらっています。今、障害関係の出版物もタイトルからして「医学モデル」的なとらわれから脱していき、ほとんど、読みたい本にヒットしないのですが、手話関係の本は、案内を読んで何冊か注文したりしています。それで、特集の「手話の歴史」というより、内容紹介にあった、言語条例の文を読みたいと、買い求めました。

これは『No.6』ですが、このシリーズの前身『手話コミュニケーション研究』を一冊買って読んでいます。全日本ろうあ連盟手話研究所『手話コミュニケーション研究 No.41 ろう教育と手話』2001 年です。まだ、読書メモをブログにアップしていく前に読んだので、メモもちゃんと取っていません。ただ、当時読んでいて再読マークをつけているので、大切な資料として、記憶が苦手のわたしの中で、逆に本当に必要なことだけを濾過した形で、その後の論形成に少しは活かしているのだとは憶測しています。

手話関係の雑誌というか、冊子は膨大なものが出ています。『手話コミュニケーション研究』だけでも、わたしが読んだのは『No.41』2001、手話関係の学習を専門的にしているひとたちは、たぶん、それらを読み込んでいっているのでしょう。障害関係の雑誌に『福祉労働』という雑誌はそれなりに読み込んでいったのですが、手話関係の雑誌はほとんど読めていません。手話の言語学的な関心というか、すばらしさから、読んでみたいのですが、からだはひとつしかありません。絞り込んだところの学習にしかありません。

ということで、この冊子も三つだけ読みました。

田中美郷「巻頭言」にかえて——聴覚障害乳幼児の療育・教育における人工内耳と手話の問題」

昔、「D」というミニコミ紙がありました。木村さんが発行人になっていて、その中で「人工内耳」の問題をとりあげていました。それはろう者の存在そのものを否定していくこととして押さえて批判していました。今、欧米や日本でも広がりをもっています。しかも、手術の低年齢化も進んでいます。しかも、医師や医療関係者がきちんと、手話やろう文化の情報をもたず、情報の提供もなされないまま手術がされている現状があります。この著者は医師で人工内耳の手術そのものの否定はしないまでも、限界を押さえ、手話の必要性も説いています。

切り抜きメモを残します。

「医療分野に関しては、今は若い耳鼻科医には難聴についての知識はあっても、聴覚障害児を理解出来る人材が余り育っていないといった問題があります。このような耳鼻科医は人工内耳についての説明はできても、聴覚障害児の教育や言語について深い知識があるとは思えません。」3P

「この意味で（「高等教育を受けるものが続々と出てきました」という意味で）早期教育は明らかに成果を挙げてきたのですが、他方、聴覚口話法の問題点も見えてきました。それはいくら幼児期の早期から聴覚活用を徹底しても、特に難聴が重いほど聴覚活用には限界があること、そして幾ら日本語が豊かに育っても難聴に由来するコミュニケーション障害は根本的には解決できないという事実です。このような環境で育てられた聴覚障害児は孤独を強いられ、疎外感にさいなまれてきました。」4-5P・・・「難聴が軽い」子ども、聴覚活用に頼れば、マージナルパーソンになります。

「一方、伝統的聴覚口話法は健聴児化を目的にしており、理念的に聴覚障害児であることを否定しているといった問題があります。しかし日本語を教えるためには聴覚を活用することに合理性があります。この矛盾を克服して、日本語をどう教えるのが私にとって大きな課題になりました。」6P・・・課題の答は、文の最後にあるようです。

「人工内耳の意義は、補聴器のほとんど役立たない重度難聴児にも聴覚活用の機会を提供し、聴覚口話の可能性を広げたことにあります。しかし人工内耳は難聴を治す方法ではありません。いわば補聴器と同じく補装具と考えるべきもので、その効果には限界があり、個人差もあり、また人工内耳の適応にはならない子どももいます。人工内耳の効果の乏しい子どもには手話が必要になります。即ち人工内耳によって日常生活における会話には劇的な改善が見られても、聴覚障害児であるという本質は変わりません。」6P

（文の最後）「かようなわけで、人工内耳が普及している今日においても、手話の重要性や必要性はいささかも変わりなく、むしろ聴者と聴覚障害者が共生していく上で手話は尊重されるべきです。／東京には bilingual/bicultural 教育を標榜する聾学校が 2008 年に設立されました。またこの年には国連で障害者権利条約が発行し、ここで「手話は言語」と定義されました。／この意義は非常に大きく、日本手話研究所などはこれをもって「聴覚障害は医学モデルから社会モデルへ変わった」と主張していますが、この主張には私も諸手を挙げて賛成です。」9-10P・・・こここのころは、「聴覚障害」と言われていたこと

は、医学モデルから「社会モデル」へ変わり、情報・コミュニケーション(被)障害と言われるようになった。」と書くこと。

大西孝志「ろう教育に関わる教員養成の現状と課題」

この著者は東北福祉大学教育学部の教員、ろう学校の教員の育成状況を書いています。その免許は、教員の一般免許の上に、特別支援教育の免許、その上に「聴覚障害領域の免許」となっていて、実際に「聴覚障害領域」に関しては、「専門性」の免許をもたないで、ろう者との交流の経験もない教員がろう学校に赴任してくる教員も多く、しかも、圧倒的に「専門性」が確保されていない状況を書いています。しかも、転任とかで移動が多く、他の「特別支援教育」に移るとかいうこともあります。そもそも手話で教え得る教員、更にその手話もネイティブな手話ができる教員がどのくらいいるのか、その教員たちへの手話教育はどうなっているのでしょうか？ 以前日本手話の非公的な有料の教室に通っているときに、ろう学校の教員のひとたちが何人も来ていました。お金を払って時間外での学習なのです。どうして、肝心の教員教育システムさえないのか、日本の公教育の貧困の極みとも言えることです。

切り抜きメモ残します。

「特別支援学校で障害のある子どもの指導に関わるか否かに関係なく、指文字等を知っておくことは、教師としての基本的な知識であると学生には伝えていきます。」79P・・・指文字ではなく、手話の基本的なこと

「教室での授業を通した学びは、教科書には書かれていない実践を伴う、まさに「アクティブ・ラーニング」による研修といえるのではないのでしょうか。」90-1P

(今後の課題)「(1)所有免許状・資格を生かす人事の仕組みを整える(2)「聴覚障害領域の免許状をとる」学生と「聴覚障害領域の免許状もとる」学生、それぞれのニーズに合った養成(3)大学で学び、現場(聴覚支援学校)で学ぶ(4)先輩から学ぶ」88-92P・・・普通学校で手話を学ぶこととか、北欧でなされている教員のための無償(生涯教育の理念も含んだ、授業料、交通費、学習期間の給与、遠隔地からくるひとには宿泊料の保障)教育なども考えていく必要があります。

佐藤英治「手話言語条例をめぐる言語論」

著者は「公益社団法人北海道ろうあ連盟副理事長」、この論文には「一北海道、札幌市における「手話言語条例」をめぐる言語、コミュニケーション論争のポイントと結論一」というサブタイトルがついています。

さて、最初に世界的、日本的にどのような流れの中で、手話言語条例の制定運動があるのかを押さえています。で、この論文の焦点は、北海道、札幌市における手話言語条例の制定運動の中で、他の「障害者」団体から、ろうあ連盟・ろう協会の条例制定の運動に反対の意見が出たという話を書いています。内容は、他の「障害者」も含んだ「意思疎通支援(情報・コミュニケーション保障)の問題から切り離して、言語保障の問題として、条例制定運動をするのはおかしいということです。結局、情報・コミュニケーション保障の内容の条例を先行させる、二本立てにするというところで、制定にこぎ着けたのですが、これは、「ろう文化宣言」が出たときに、その内容が、「わたしたちの問題は障害問題と言うよりも、民族問題での言語的少数者としての問題である」ということを突き出したことの再

現です。この「ろう文化宣言」が出たときに長瀬修さんが「障害者はキズモノか、医学モデル、文化・言語モデル、社会モデル」という文を、『日本手話学会 会報』No. 53 に書き、わたしも「ろう者の問題＝民族問題??」を書きました。<http://www.taica.info/rmmmkl.pdf>

その後で、「ろう文化宣言」の著者2人の連名で、「ろう文化宣言以後」という文も出ていて、それに対して、「「ろう文化宣言以後」の以後」<http://www.taica.info/rbsiil.pdf> という文をわたしが対話を求めて書きました。

今回のことで、何が問題になるのかということ、全日ろう連は「社会モデル」ということを取り入れているのですが、自分たちの言語保障の問題で、「社会モデル」の考え方をとり入れ、他の「障害者」の障害は「障害」（医学モデル）という、ダブルスタンダードになっているのです。そもそも、言語の違いということで、「社会モデル」の立場を取り得たのですが、「障害の社会モデル」自体は混乱を極めています。「障害者の権利条約」やその批准に伴う「障害者」に関わる国内法の改定、新規の法律を作り、その際に「社会モデル」に基づく法律だとかいうことを官僚が言っていたのですが、とんでもない勘違いです。法律の条文の中で、「社会モデル」的なことを書くときは、「障害」ではなく、「障壁」ということばを使い、「障害」ということばを使っているところは、全部医学モデルです。だから、他の「障害者」団体は、自分たちが抱えさせられていることを障害ではなく「障害」という医学モデルでとらえているし、ろうあ連盟・ろう協会も、他の「障害者」のかかえさせられている障害を「障害」としてとらえているのです。そこでの混乱です。言語保障の問題も、「社会モデル」でいけば、障害なのです。今、LGBTの運動が起こっています。一時期「性同一性障害」とか言う言葉が出ていました。これは「病理」の問題として「障害」としてとらえようということだったのですが、今は、性的指向性の問題として、「障害」の範疇にはいれません。むしろ、同性婚を認めないなどの制度的障害の問題としておさえ、要求を出してきています。保育の貧困の問題も、政策のおかしさによる子育ての障害としてとらえてきています。障害をもっときちんととらえ返す必要があります。これらの「障害」は、ほぼ「差別」という言葉に重なっています。

この「社会モデル」的考え方では、「「障害者」は「障害者」と規定されるもの」という考えになりますし、そこでは障害は「障害者」がいきることを妨げる悪いことなのです。だから「「障害者」ということばはイメージが悪いから、「障がい者」に変えよう」というのは、「社会モデル」の「障害は悪いことだから、悪いときちんと言って、なくしていこう」という考えと真逆なことなのです。だから、条例で「障がい者」などという言葉を使っているひとたちは、「社会モデル」の意味を理解していないということをわたしは指摘しているのです。もちろん、こんな状況が起きているのは、「障害の社会モデル」の混乱を収め切れていないことから来ているという、「障害者運動」の理論を担っているところで、その力及ばすというわたしの自己批判もあるのですが。わたしは既に『反障害原論—障害問題のパラダイム転換のために—』世界書院 2010 で、この問題を論じています。その後、『反障害原論』への補説的断章」というところで、文を書き連ねています。

<https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3/c>

わたしは、いわゆる「営業」（お金が目的で出したのではなく、理論の進化と拡大という目的で出したので、そもそも「営業」ということばに当たらないのですが）ということが苦

手というか、嫌いなので、ちゃんと届けるということをやってこなかったのですが、同じようなおかしいことが繰り返されている現状があり、なんとかしなくてはと、色んな躊躇を取っ払い、もうすぐ本も在庫がなくなるはず、本の著者販売ということも含めて積極的に突き出していきます。

だいぶ、話が脱線しましたが、元に戻っていつもの切り抜きです。

「・・・言語は国連憲章や国連人権条約（?規約）などにおいて。平等であると規定されています。すなわち、言語権は人権を構成する重要な要素です。ところが、ここでいう言語とは正確には音声言語のことです。そこには手話は含まれていません。」96P・・・当時は手話を含めて考えていなかったとは言えるけれど、権利条約では「手話は言語」という理念においては、当然含まれます。

「1880年ミラノで開催されたろう教育国際会議は「手話を排除する」決議を行いました。その後2010年のバンクーバーで開催されたろう教育国際会議において、手話を否定した「ミラノ決議を削除する」と決議するまでに120年を費やしています。」100P

「2013年10月8日、全国初となる鳥取県手話言語条例が可決、成立しました。さらに同年12月16日、北海道石狩市においても手話言語条例が可決、成立と続きました。これらの条例は、障害者権利条約批准の前年に可決、成立したもので、手話を言語として認める意味において先駆的価値をもっています。／それは、わが国が国際的に遅れている障害者の「言語」と「人権」について、自治体の機能である「条例」という分野が先鞭をつけたことでも意義があります。手話言語条例は最初の鳥取県から四年半の間に、2018年5月1日現在で全国179自治体に広がっています。／全国179自治体の条例を分類してみると、手話に特化した手話言語条例は161自治体、手話と情報・コミュニケーションが一体となった条例が18自治体となっています。」100-1P

「運動会の「障害物競走」を思い浮かべればわかるように、「障害」とは行く手を遮るもの、バリア「障壁」であり、バリアは障害当事者にはありません。」102P・・・言葉の使い方がおかしい。「障害」とは行く手を遮るものは「障害とは行く手を遮るもの」、「バリアは障害当事者」は「バリアは「障害者」当事者」という表現になること。もうひとつ、これは「イギリス障害学の第一世代」の障害規定にも落ちていることですが、口話主義の問題の抑圧—同化の問題が抜け落ちているのです。「障害の社会モデル」を展開するときには「障壁」だけでなく、「障壁と抑圧」という表記にすることではないかと思えます。

「この知事公約の実現には、与党である自由民主党・道民会議の協力が大きくものをいいました。」106-7P・・・全自治体での意見書の採択や、次々に作られていく条例には、この自民党と友好的な関係をもったことの影響が大きいと言われていました。ただ、理念法として成立させるだけではなく、予算をつけていくことでは、現在の政権の福祉に必要な予算をつけず、福祉の押さえ込み・切り捨てる状況でどうなっていくのか、全体的戦争のできる国作りの中で、戦争とファシズムへの途を歩む動きの中で、コツコツと積みあげていったものが、どうなっていくのかの観点が必要です。

「おおむね、「手話を使う人の能力は劣っている」としてなどとして「哀れみの対象」として試みるのが、残念ながらおおかまかなろう者観でした。」112P・・・こういう言い方では、他の「障害者」が依然として「哀れみの対象」としてとらわれていくことの批判ができません。

くなります。障害概念のダブルスタンダードになっているのです。「障害の社会モデル」の考えが、他の「障害者」にもあてはまることがとらえられなくなります。

「身体障害者福祉協会を中心に反発され、2017（平成 29）年 2 月 1 日に道当局の提案した条例名称は「障がい児に係わる手話及びその他の形態の非音声言語等の習得に対する支援ならびに普及啓発に関する条例」でした。／この提案は、障害は個人にあるのではなく、社会にあるという障害者権利条約の理念に乖離しているのです、私たち連盟が即座に拒否したことはいうまでもありません。」115P・・・よくわかりません。他の「障害者」の障害を「障害」—医学モデルでとらえているのではないのでしょうか？

「北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例」「北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例」115P・・・「北海道言語」というのは、アイヌ語の問題も言語の障壁で含めようという意図だと思うのですが、アイヌの人に北海道での自治権を認めようという承認がない限り、意味不明です。「意思疎通」というコミュニケーション障害の問題だけでなく、そこには情報障害も被っていると言う問題抜け落ちています。‘害’の表記を‘がい’に変えるのは、「障害の社会モデル」のとらえ方になっていないという問題も。

「アイヌ文化振興法」にはアイヌが求める「先住権」などは盛り込まれず、文化振興に限定されたのです。また、石原慎太郎（法律制定時の衆議院議員）が猛反発した結果、日本の法律でありながら、北海道以外では効力をもたないなど特異な扱いをされています。／しかし、このアイヌの運動は私たちの運動に先駆けたものといえます。」124P・・・画期的なとらえ方、ですが、言語権の問題も、「障害の社会モデル」では障害問題としてとらえられるという観点の欠落。

たわしの読書メモ・・・ブログ 480

・草の根ろうあ者こんだん会編／稲葉通太監修『知っていますか？聴覚障害者の暮らし一問一答』解放出版社 1998

これも積ん読していた本です。この本は「聴覚障害者」が抱えさせられている問題の、聴者向けの入門書の本。「草の根」のひとたちには、いろんなところでよく会っていました。考えも共鳴できること多。いつも話を見ていたので、自分で入門書を作るとしたら、読み込む必要があったのですが、そのような立場にはないので、さらっと見て、積ん読してしまっていました。集中学習の最後にとりあげます。よく、まとまって、しかも簡潔にまとまっていますが、しかも、かなり細部まで押さえています。そもそも関係団体で取り組んでいた運動もあり、申請主義批判—広報義務の問題、在日外国人無年金問題、「重複」の問題、ことばは出てきませんが、差別というところを押さえているので、ろう者と聴者の非対称性の問題など、おとすところがなく書き上げています。この本が出されたのは、阪神淡路大震災のあと、災害時の対応とかで、共生のあり方ということまで含めて出された本です。

団体の名前にあるように、草の根の活動をしていて、ひとりひとりの生活や文化、思いを大切にする団体、ろう者だけでなく、重複のひとや、色んな「障害者」とも付き合いがあり、他の差別の問題も対象化しようという指向性がありました。

大きな団体がヒエラルヒーのようなことをもってしまい。そして、ろう者と聴者の関係も、きちんと対話できないところが出てきますが、一緒に動きながら、きちんと関係を問い続けてきた団体です。この団体が他のひとたちと一緒に作った全聴連（全国聴覚障害者連絡会議）とともに、今こそ、その存在が必要になっているのだと思います。

よく、「要求運動をするにはひとつの団体にまとまっていなくてはいけないから、別に団体を作るのはおかしい」とかいうひとがいるのですが、逆に、組織の威信のようなところが出てきたり、ひとつにまとまろうということで、おかしい話もできたりするのはと、最近感じています。それに、法制度作りというところが中心になり、政権与党にも友好的に働きかける中で、政治的に大きな状況に対する発言もでにくくなっていることがあります。そういう意味で、草の根の運動や、それから差別をトータルにとらえ返す、そういう意味で政治性をもった団体が必要なのです。当事者ではないので、ないものねだりの話にしかありません。

さて、切り抜きです。

草の根の他の団体と違う特徴が出ている執筆は「17 手話通訳に資格が必要なのか?」「18 耳が聞こえない人は、どんな手話通訳者を求めているのか?」「22 耳が聞こえないひとの団体には、どんなものがあるのか?」「23 ほかの障害をあわせもつ耳が聞こえない人は、どんな暮らしをしているのか?」

「これは(ろう学校の生徒が少ないこと)、単に子どもの数の減少だけが原因ではありません。もっと大きな理由は統合教育、「ともに生き、ともに学ぶ」教育が広がってきたからです。つまり、ろう学校から、地域の普通校に転校する子どもが増えてきたということです。このことはなにも聴覚障害児だけでなく、他の障害児についても同じことがいえます。」35-6P・・・他の「障害児」も「特別支援学校」でなく、地域の学校へという動きが少なくなっているという運動サイドからの嘆きも出ています。まだまだ原則分離が強く、さらに揺り戻しも起きているようです。

「17 手話通訳に資格が必要なのか?」

「手話通訳に資格の有無は関係ありません。大事なのは、その通訳がどのくらい聴覚障害者と手話が通じあえるか、また、どのくらい人間的に信頼できるか、どのくらい聴覚障害者の立場に立てるかです。」81P

「聴覚障害者自身が手話通訳者を選ぶ権利の尊重を」82P

「18 耳が聞こえない人は、どんな手話通訳者を求めているのか?」

「残念ながら、手話通訳の中には、聴覚障害者を押さえつける人、傲慢な人、肩書きだけを気にする人、必要以上に聴覚障害者を持ち上げる人などが目立ちます。聴覚障害者と真に対等な人間関係を築けている人は、むしろ少数であるともいえます。」85P

「22 耳が聞こえないひとの団体には、どんなものがあるのか?」

「もう一つっておきたいことがあります。ある団体の人びとは「すべての聴覚障害者団体は一つの団体にまとまるべきだ」と主張していますが、これは間違った考え方です。健聴者の場合、いろんな政党があり、いろんな市民運動があります。考え方や主義主張が違うのだから当然のことです。聴覚障害者も同様です。聴覚障害者だからといって一つの団体の下にあつまらなければならないというのは、聴覚障害者を一人ひとりの人間として

見ていないということの表れではないでしょうか。さまざまな聴覚障害者団体があり、聴覚障害者が自分にあっている団体を選んで、いきいきと活動できるのが理想です。／また、聴覚障害者団体は一般に、広い地域に点在する聴覚障害者を結びつけて広いネットワークをつくることのできるのですが、その反面、どうしても個々の障害者に対する細かいサポートが弱くなり、ともすれば運動課題が優先してしまうことがあります。ですから、聴覚障害者がそれぞれの地域でいきいきと暮らせるようにするために、大がかりなセンターよりも、地域単位で聴覚障害者が集まり、情報交換などができる場をつくっていかねばなりません。これは、あの阪神・淡路大震災の時にあらためて気づかされた今後の課題といえます。」106P・・・正論です。ただ、「運動課題が優先してしまう」という書き方をしているのですが、どちらを優先するかの問題ではないと思います。「運動課題」は生活を規定していくことなので、運動の取り組みも必要になります。ただ、その中に入って一緒にやっていた全聴連がいわゆる「政治的課題」を担っていたという経緯もあり、「草の根」は生活・文化を軸に活動していました。

「23 ほかの障害をあわせもつ耳が聞こえない人は、どんな暮らしをしているの？」

このところを押さえようとしていて、いろんな「重複」のひとが来ていて、それが、草の根の特徴でもありました。

この本が出たのは1998年です。だいぶ、変わってきていることもあります。欠格条項は見直しが少しは進みました（[4]中でも20P）。

また、まだ「障害個性論」的な主張もこの本の中では見られます。「そして、その障害をその人の一部（マイナスではない）としてありのままに受けとめてほしいのです。」114P・・・今は「個性論」ではなく、「障害の社会モデル」という考え方が出てきています。

で、機器の開発とかで、要約筆記にはパソコン通訳が導入されて、技術的にはかなり進んでいます。音声認識ソフトの開発もいくらかは進み、それを使っているひとたちも出てきています。[「10」や要約筆記92Pに関するところ]

ひととひとの関係のところでは基本的におさえようとしていたことは、ろう協会の流れの運動では、その後あまり、進んだようには思えません。「つまり、聴覚障害者と健聴者の関係のあり方についてじっくり考えていって欲しいのです。聴覚障害者に対して差別的な対応をするのは論外ですが、健聴者の中には必要以上に聴覚障害者を持ち上げたり、へりくだったり、遠慮したりする人が目立ちます。それでは、本物の豊かな人間関係はつくれません。聴覚障害者が間違っただけの考え方をしていることは当然あるのですから、そういうときははずばり指摘し批判できるような姿勢が必要です。ぶつかり合いを避けてはいけません。もちろん、健聴者が間違えている場合も同じことがいえます。長く運動をやっている聴覚障害者・健聴者の中にもそういう人間関係を十分につくれていない人がいます。」120P・・・わたしも「運動、運動」と言って、独り相撲をして、作れていないひとりですが、反差別という観点をもって、共生を実践し、目指す運動が必要なのだと思います。

「障害者」運動総体にとっても、共生・共闘を突き出していた、運動の流れこそが今必要になっているのだと思っています。

手話通訳者とプライド

わたしは地域の手話講習会で手話を学びました。同時に手話サークルにも参加し活動していました。手話講習会で、手話をおしえてもらったろう者がいました。地域のろう協会の行事とか、おりあるごとに色んなはなしをしてくれました。わたしは手話通訳はできないと、登録の試験はパスしたのですが、講習会同期のひとたちで登録になったひとたちが、辞めそうになっていたのも、そのひとたちのサポートをと登録の試験を受けました。認証式の時に、そのろう者が、「手話通訳者はプライドをしまって活動して欲しい」という話をしてくれました。印象に残った提言のひとつです。もうひとつ、地域のろう協会の行事で全日ろう連婦人部（今は、女性部という名に変わっています）副部長というひとが、「プライドは活動にジャマになるだけ、プライドを捨てて活動していくことが必要」という話も出ていました。

他にも、通訳者に対するろう者からの提言（註1）通訳者からの提言（註2）もあります。

わたしは「言語障害者」と規定される立場から、手話に関わっていましたが、わたしはむしろ「手話通訳を頼む立場」と称しつつ、「手話通訳者」を名乗ることはほとんどありませんでした。「手話をつける」と言いつつ、「手話通訳」的なことはしていました。聴者なので聞き取り通訳的なことが全くできないわけではなく、また、全く声が出ないわけではないので、読み取り通訳を手話通訳ができるひとに頼んで、聞き取り通訳的なことをやっていたりしましたし、「読み取り通訳」を通訳者に頼んでも、「重複聴覚障害者」の手話が読み取れないということがあり、「障害者」との交流があり、内容は読み取れる、「重複の言語障害者」という面でも、声が出ていて慣れていて聞き取れとれるからと、声が詰まりつつも読み取りをしたという経験があります。主に運動関係のスタッフ的な「待期通訳」から実際に「（誰もいないから）仕方が無い通訳」をやっていました。「読み取り通訳」を担わないと、「聞き取り通訳」の技術も伸びないということも痛感してもしました。勿論、「障害者運動」を担っている立場で、情報・コミュニケーション保障を問題にしているのも、「仕方が無い」ということを「通じなくても仕方が無い」というところで開き直すことはできはしないので、それなりに、予習復習はしていました。できないからこそ、その分、予習復習をすることはしていました。そんな立場で、手話通訳者でもない者が手話通訳論についていろいろ書くことは、とんでもないと批判されることかも知れないのですが、むしろ、手話通訳者でないからこそ、第三者的にとらえられることがあります。また、「言語障害者」の立場から、障害問題を論じてきた、差別の問題総体をとらえ返そうとしてきた立場もあります。そこで、手話の技術を巡る差別の問題にも、焦点をあてざるを得ないのです。「聴覚障害者」の問題を差別というところからとらえるひとは、当然、他の差別にもきちんと関心がいき、この差別の問題を対象化し、どうのりこえていくのかが問題になるはずですが、

ところが、現実には、いろいろ指摘される問題も出ています（註3）。

その中のひとつに冒頭に書いたプライドの問題があります。「手話通訳者はプライドをも

って活動していこう」という提言まででています。勿論、プライド自体を全否定しているわけではないのです。被差別の立場での「ひととしてのプライド」のようなことは逆に必要です。ここで、問題になっているのは、技術やキャリアをもっているもののプライドです。昔、『現代思想』青土社 という雑誌で、「専門性とは何か」という特集を組みました。「先生」とか言われる人たちがいます。教員ならばまだしも、医者、弁護士、代議士、お互いに「先生」と呼び合っていたりします（勿論、差別に敏感なひとは、止めようとしています）。そのようなところで仕事をしていると、相対しているひとに対して、上に立つ、抑圧的な存在になっていくのです。医療の世界には、医師というところから始まるヒエラルヒーがあり、その反抗の意味もあってか、看護師を「看護師」にしてみました。逆なのです。医師を医士にすることだったのです。どこまで、「先生」が増えていくのでしょうか。

インフォームドコンセント（説明と承諾）とかいうことばがありますが、「先生」と呼ぶひととの関係で、機能しにくくなっています。また、反差別論で、出てくる「権威主義的パーソナリティ」批判があります。「権威」をふりまわすひとほど、差別的であるという指摘です。

で、冒頭の話ですが、「プライドをしまって」というのは、「通訳者」にもいろいろな、被差別の立場もあり、そこでのプライドが必要になるけれど、通訳活動をするときには、プライドをしまって活動して欲しい。」ということであり、ろう者の提言は、ろう運動を担うろう者に対して主に向けられたことで、「活動家としてキャリアというところでのプライドは、活動のジャマになるだけだから、そのようなプライドは捨てて活動して欲しい」という提言だったのではないかと、わたしは解釈してとらえ返していました。問題は、被差別者としてのプライドとキャリア的なところでのプライドをどう区別できるのかということですが、反差別という立場をきちんと確立していけば、区別できることだと思います。

もちろん、このような話が通じるのは、ろう運動と共にというところで活動している通訳者であって、手話通訳者の身分保障や、それなりの評価が進めば、会社がろう者をやとい、その労働者をいかに搾取していくかという経営者がでてくれば、そこに雇われる通訳者は、労務管理を担わされる恐れがあり、そこで会社に合わせて、お金のために動いていくとき、こんな話は通じなくなるのです。それは、日本が資本の輸出をし、その国のことばを学んだひとが、労務管理的に通訳を担って行く場合と同じことが起きるのです。警察官で手話を学んだひとが、取り調べの通訳をするときも同じような危険性を持っています。

さて、プライドの話に戻ります。

手話通訳者にプライドの話をして、なかなか通じません。どうも、通訳活動をしていく上で、技術を磨く必要があり、学習を積み重ねてきたところで、自信をもって通訳活動をしていく自負心のようなことを、プライドと取り違えているようなのです。自信といってもいろいろあります。「実るほど頭を垂れる稲穂かな」ということばがあります。通訳に完全ということはありません。常にいかに通じるような通訳をしていくのかを追い求める、なんのための通訳なのかを考えると、その自負心がプライドに転化することはないと

思います。そして、何のための通訳なのかを考えると、仲間作りということを考えるので、手話の技術を巡る差別などから無縁になる、他の仲間に抑圧的に働くプライドなど出せようがないはずです。抑圧的なプライドを出すひとは、自分のプライドのために活動というところから抜け出せていないのです。そのプライドはろう者に対しても抑圧的に働いていくのです。

わたしはいろいろ地域で活動していく中で、いろんなことを教わり、学びました。それを伝えていく必要があるのですが、そもそも、おかしなプライドをもっているひとは、その提言さえできないと感じていました。わたしは手話通訳者の代わりはできません。で、提言さえも躊躇していました。地域から身をひくことになって、やっとこの文も書けました。それが、回り回って届くことを願って、この文を閉じます。

註

- 1 ブログ 480 草の根ろうあ者こんだん会編／稲葉通太監修『知っていますか?聴覚障害者の暮らし一問一答』解放出版社 1998
- 2 小嶋栄子／石川芳郎『手話通訳者のための言語学と人権（手話を学ぶ人たちの学習室全通研学校講義集4）』文理閣 2008 石川芳郎さんの文
- 3 註1・註2

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

- ◆「反障害通信 75号」アップ(19/1/11)
- ◆ホームページ→「Ⅲ.文書」→A.反障害関係文書→『反障害原論』の補説的断章」への草稿群」→[「障害の社医学モデルと「社会モデル」の統合という錯誤」](#)をアップしました。
- ◆ホームページの更新作業、「反差別資料室 C」の充実が滞っています。特に、文献の整理が進んでいません。読書計画をかなり動かしているということもあり、そちらの作業がストップしています。立て直す中で、また進めていきます。

(編集後記)

- ◆今回は、1ヶ月もしない間での発行になりました。元々、前号で一気に掲載しようと考えていたのですが、余りにも分量が多くなったので、二回に分けました。巻頭言と、巻末に手話関係の文を載せて、だいたいこれで、わたしの手話関係で思っていたことを書き終えました。もう一個だけ残っている手話の文法に関する試論のようなこと、次回に掲載します。次回からは臨機応変に、少なくとも隔月発刊以上ということは守りたいと思います。
- ◆「巻頭言」は、わたしが障害問題で軸に論考している「障害の社会モデル」とろう運動との対話です。「社会モデル」が混乱的情况にあるので、それを整理するために、英語の文献の翻訳にも手をつけようと、英語の勉強を始めていたのですが、挫折したままです。お

おまかは押さえているつもりなのですが、何とかしなくてはと思っています。医学モデルと「社会モデル」、関係モデルの表を作っているので、それを次回に掲載します。

◆「読書メモ」は、手話関係の学習の続きです。持っている本をほぼ読み終わりました。本文中、巻頭言と重複しているところがあります。読書メモで、本との対話している中で思いついたところを、巻頭言に織り込んだので重複したのです。元の「読書メモ」の方もそのまま、残しています。さて、「読書メモ」はその本を書いた著者との対話という意味を持っています。わたしはその対話の文を、著者本人に届ける作業をきちんとしてきませんでした。今回は、ちゃんとやろうと思っています。もう、これからは、自分が何ができるかというより、自分の考えたことを他者にきちんとして届けて、対話していく、その中で論の深化と拡大を軸にして行きたいと、改めて考えています。

◆「読書メモ」は文中、よく解説しきれない言葉を書いています。それは「読書メモ」が、わたしの備忘録の性格をもっていて、後の学習のために役立つためです。パソコンには検索機能がついていて、過去の文や語彙を引き出せるのです。これを利用して、論攷をつなげていければと思うのですが、読む方には、極めてわかりにくい文になってしまいます。読み飛ばして貰いたいと思います。次回から、また積ん読してしまっている障害関係の雑誌を読みながら、歴史学習に入ります。

◆巻末の文「手話通訳者とプライド」は、ずっと暖めていた文です。ろう者の提言から、考え続けていた文です。わたしは、障害問題を軸に反差別論をやっているのですが、このことはキーになるようなことなのですが、そもそも「差別」ということを言挙げしていくこと自体が忌避されているような状況があります。そこから、問題にしていけないと、どうしようもない状況になってきているのだとも思っています。

◆反差別論は社会学がとりあげることが多いのですが、社会学の論攷が、今、「市場経済はなくなる」という臆断から、問題の掘り下げを途中で止めるということが出てきます。それでは、こういう考え方ができるという、気持ちや考え方を変えるというところに収束します。「できる」と言っても、一般的にはそうならないわけで、では、一般的な考えを、その「できる」というところにしていくにはどうすればいいのかの議論と、そこから反差別論を立て直していくことが必要です。

反障害－反差別研究会

■ 会の方針

「障害とは何か」というところでの議論の混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げています。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなさそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られていますが、そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この会でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成のためにあります。会としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起してい

ます。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされていきました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのこともとらえ返しなが、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会をかえようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別ということをキー概念としなが議論していきたいと考えていきます。

■連絡・アクセス先

Eメール hiro3.ads@ac.auone-net.jp (三村洋明)

反障害一反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>